

第 5 1 1 回（定例）福崎町議会会議録

令和 5 年 9 月 8 日（金）  
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 5 年 9 月 8 日、第 5 1 1 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重 一 郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記 美 代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 三 木 雅 人 主 査 吉 田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	宇 都 善 和	会 計 管 理 者	尾 崎 俊 也
町 参 事 兼 住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	松 田 清 彦
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ くり 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

代 表 監 査 委 員 鳥 岡 照 義

○議事日程

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名  
第 2 会 期 の 決 定  
第 3 諸 報 告  
第 4 報 告 第 6 号 第 3 4 期 株 式 会 社 も ち む ぎ 食 品 セ ン タ ー 決 算 報 告 に つ い て  
第 5 報 告 第 7 号 令 和 4 年 度 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の 報 告 に つ い て  
第 6 議 案 第 5 3 号 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て  
第 7 議 案 第 5 4 号 兵 庫 県 町 土 地 開 発 公 社 の 解 散 に つ い て  
第 8 議 案 第 5 5 号 令 和 4 年 度 福 崎 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て  
第 9 議 案 第 5 6 号 令 和 4 年 度 福 崎 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て  
第 1 0 議 案 第 5 7 号 令 和 4 年 度 福 崎 町 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て

- 第 1 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 9 号 令和 4 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 第 1 3 議案第 6 0 号 令和 4 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 第 1 4 議案第 6 1 号 令和 4 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 6 2 号 令和 4 年度福崎町下水道事業剰余金処分について
- 第 1 6 議案第 6 3 号 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 6 4 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 1 8 議案第 6 5 号 損害賠償等請求事件の和解について
- 第 1 9 議案第 6 6 号 令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 0 議案第 6 7 号 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 6 8 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 6 号 第 3 4 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 7 号 令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 議案第 5 3 号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 5 4 号 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 第 8 議案第 5 5 号 令和 4 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 5 6 号 令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 5 7 号 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 9 号 令和 4 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 第 1 3 議案第 6 0 号 令和 4 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 第 1 4 議案第 6 1 号 令和 4 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 6 2 号 令和 4 年度福崎町下水道事業剰余金処分について
- 第 1 6 議案第 6 3 号 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 6 4 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 1 8 議案第 6 5 号 損害賠償等請求事件の和解について
- 第 1 9 議案第 6 6 号 令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 0 議案第 6 7 号 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 6 8 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

## 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第511回福崎町議会定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 白露の時期となり、日中の残暑が残るものの朝夕に秋の気配を感じる頃となりました。皆様におかれましてはご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第6号から議案第68号までの報告2件、議案16件、計18件であります。
- いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第511回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第511回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 3番、牛尾雅一議員  
10番、松岡秀人議員
- 以上、両議員をお願いいたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る9月1日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程案のとおり、本日から9月28日まで21日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から9月28日までの21日間といたします。

### 日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
- 8月9日の第510回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

8月27日、エルデホールにおいて、防災講演会が開催され、各議員が出席いたしました。

8月31日、大会議室において、総合計画審議会が開催され、各委員が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第6号、第34期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、議案第68号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの18件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。

第511回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入りましたが、残暑厳しい日が続いておりますので、皆様方もどうかくれぐれもご自愛くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。このような暑さの中でも稲の穂が色づき始めています。このまま順調に育って収穫のときには農家の皆様の明るい笑顔が見られることを願っております。

さて、9月23日は、2017年に国連総会で決議された手話言語の国際デーです。福崎町では、その9月23日に、日本パラアート協会と共催して「手話ダンス甲子園」をエルデホールで開催します。手話は、主に聴覚に障がいのある人が手・指や体の動き、視線や表情などを使って表現する言語です。この手話を取り入れたダンスパフォーマンスを競うもので、既に予選大会が、西日本は岡山県倉敷市、東日本は千葉市幕張で開催され、地元のテレビでも放映されました。

8月27日には、読売テレビの24時間テレビで「手話ダンス甲子園」のことが取り上げられてうれしく思ったところです。また、9月23日のエルデホールにも数社のテレビ局が取材に来てくださると聞いており、楽しみにしています。

私も、ろう者や障がいのある人が踊る手話ダンスを何度か見ましたが、そのパフォーマンスに感動いたしました。今回の「手話ダンス甲子園」のイベントを多くの町民の皆様にも知っていただき、ぜひ見ていただきたいと思っています。そして、この取組が共生社会の実現につながっていくことを期待しています。

8月28日、29日に全国市町村長サミットが初めて兵庫県で開催され、2日目の視察場所に福崎町も選ばれました。約70名がお越しになり、辻川界限を案内しました。池から飛び出す河童のガジロウ、柳田國男先生の生家、大庄屋三木家とNIPPONIA播磨福崎蔵書の館を見ていただき、福崎町をアピールしました。

河童のガジロウが活躍しています。8月26日に落雷があり、辻川山公園のガジロウが動かなくなりました。そこでSNSに「河童を制御できません。池から逃げ出した模様」と投稿をしたところ多くの人から注目を集め、4日後には再生回数が260万回を超えました。今やガジロウの人気は全国区だと感じています。

また、9月3日にはNHK総合テレビで、神崎郡と熊本市が観光でどちらが一

押しのまちかを競う番組がありました。神崎郡を代表してガジロウが登場し、くまモンと対決しましたが、私は有名なくまモンに勝っていると感じました。残念ながら熊本市との勝負には負けましたが、インパクトでは神崎郡は負けていなかったと思っています。

これからも元気なまち福崎町を全国に向けて発信してまいります。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、令和6年度採用の職員採用試験の募集を締め切りました。一般行政職は4人程度の採用予定に対して30人、保育教諭若干名に対し4人、土木職若干名に対し1人の応募がありました。1次試験は、9月17日、神戸医療未来大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男7,347人、女8,040人、計1万5,387人となり、前回6月の定時登録から男女の増減はありますが、合計は同数になっています。

企画財政課です。

第6次総合計画について、令和5年6月以降、総合計画審議会を3回、まちづくり委員会を4回、策定委員会を7回、ワーキンググループの会議を随時開催し、基本構想骨子案、基本計画案についての検討を進めています。

引き続き、総合計画審議会、まちづくり委員会の意見や提言をいただきながら、令和5年度中の策定に向け作業を進めています。

税務課では、令和5年度町県民税の納税通知書を6月16日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書を7月14日に発送しました。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報共有を図るとともに、令和5年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら滞納整理に取り組みます。

地域振興課では、福崎夏まつりは、4年ぶりとなる通常形態で開催しました。例年よりも多い約9,000人の来場の下、大いに盛り上がり、企業協賛と住民の皆様からの募金によって800発の花火を打ち上げることができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。福崎秋まつりを10月28日に計画しています。各種団体と連携し、地域の交流と活性化に努めてまいります。

文珠荘では、老朽化している浴場の改修工事に着手しています。工事期間中、お風呂の営業を休止します。ご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。

福崎町商工会による中小事業者応援券事業が8月1日から始まりました。プレミアム部分を20%として、額面総額8,400万円で町内事業者の売上げ応援と地域の消費喚起に期待しています。

住民生活課では、神崎郡消防操法大会が、6月25日にさるびあドームにおいて開催され、小型動力ポンプの部で駅前分団が優勝、庄分団が準優勝というすばらしい成績を収めました。

本年度の交通安全モデル地区に西治自治会を指定し、年間を通じて交通安全事業を行います。

秋の全国交通安全運動は、9月21日から30日までの予定で実施されます。

福崎町防災講演会「これからの地域防災に期待すること～自助・公助の役割を考える～」を8月27日、エルデホールにて開催しました。

災害発生時において必要となる、避難所の開設訓練を、11月4日高岡小学校体育館において、高岡校区の住民の方に参加していただき、実施する予定です。

福祉課では、9月は高齢者福祉月間で、1日には最高齢者宅を訪問し、祝福さ

せていただきました。29日には文化センターで高齢者芸能慰安会を開催し、曲芸・漫才・歌謡ショーなどをお楽しみいただく予定です。

巡回バスサルビア号では、9月にまちなか便で新車を導入し、車両に妖怪ベンチのラッピングなど趣向を凝らしたデザインとしました。9月の1か月間は、まちなか便を日曜日、祝日も含めた全日運行し、また1日乗車券を発行するなど、新たな観光客などの利用を促進します。

ほけん年金課です。

保健事業については、特定・基本健康診査、がん検診を6月10日から7月31日まで土・日を含み11日間実施しました。

新型コロナウイルスワクチン接種については、10月中旬から、令和5年度秋冬接種として、初回接種を終了した生後6か月以上の全ての人を対象にワクチン接種を始める予定です。詳細が決まり次第、報告させていただきます。

農林振興課では、福崎町農業委員会において、8月28日、29日の2日間で町内全域の農地パトロールを実施しました。今後、耕作放棄地や不適切な使用等について整理し、所有者等に対し文書や現地立会い等を行い適正な管理となるよう指導します。

集落の裏山で、山地災害防止機能等を高める必要がある里山林において、緑の保全及び再生、多様な公益的機能を十分に発揮させるため、里山防災林整備事業を西治地区で実施します。9月上旬に関係集落において事業実施説明会を行い、その後、整備造成工事に着手します。

令和5年産もち麦の収穫状況は、米澤モチ2号、フクミファイバー合わせて、作付面積28.6ヘクタール、収穫量約64.9トンとなりました。

まちづくり課です。

道路橋梁事業では福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線及び千束新町線について、関係者の協力を得ながら用地買収等を推進していきます。福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や高橋橋、福崎歩道橋の補修工事の実施、また、長寿命化修繕計画を更新します。

河川では、今年度も緊急浚渫事業債を活用し、堆積土砂撤去などを実施し、防災に努めます。

都市計画では、地元及び県と調整を図りながら、特別指定区域の見直しを実施します。また、町内に点在する空家等の適正管理、活用促進及び総合的な計画策定を目的とした空家等対策計画を策定します。

上下水道課です。

水道事業では、三ノ宮配水池送配水管更新工事（第一工区）及び同配水池の緊急遮断弁設置工事は、9月末に入札を実施予定です。

また、田口、板坂、桜、長野地区において、各戸メーター替えを10月から実施します。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事（その13）は、播但道福崎南ランプの高架下を施工する予定で、入札に向けて準備を進めています。また、福田・駅前地区の直谷第2雨水幹線工事においても9月末に入札を行う予定で、早期の着工を目指します。

福崎浄化センター横のさるびあ公園では、トイレや日よけなどを設置します。公募型プロポーザル方式にて業者を決定するため、事務を進めています。

学校教育課では、遠野市との児童交流事業を8月27日から29日にかけて実施しました。本町の小学校6年生児童が遠野市を訪問して両市町の絆を深め、子ども同士の交流を行うなど、今後につながる大変有意義な時間を過ごすことがで

きました。

福崎小学校、高岡小学校及び八千種小学校のトイレ改修工事は順調に進み、2学期の開始に合わせて3校ともに使用を開始しています。

中学校の体育大会を9月16日に、小学校の運動会を9月23日に開催します。

社会教育課では、恒例行事となりました図書館キャンドルナイトを本日、9月8日の夕暮れから、開催します。

エルデホール30周年記念イベントとして、9月17日に「福崎名人寄席」を開催予定です。

文化講演会は、福崎町文化協会と福崎町スポーツ協会の共催で、福崎秋まつりに合わせて「中国大黄河雑技団による中国雑技『川劇変面』」を、10月28日に文化センターにおいて開催する予定です。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告2件、議案16件の計18件です。

報告第6号、第34期株式会社もちむぎ食品センター決算報告は、令和4年4月から令和5年3月までの決算内容を報告するものです。

報告第7号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告するものです。

議案第53号、教育委員会委員の任命は、現委員の西村照明氏の任期満了に伴い、さらに同氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。

議案第54号、兵庫県町土地開発公社の解散は、公共事業用地の先行取得を行ってきた土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第55号、令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定から、議案第61号、令和4年度福崎町下水道事業会計決算認定までは、地方自治法または地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

議案第62号、令和4年度福崎町下水道事業剰余金処分は、下水道事業の決算認定の議案に関連するもので、未処分利益剰余金の一部を処分することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第63号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第64号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、いずれも上位法令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第65号、損害賠償と請求事件の和解は、原告を有限会社アケボノ企画、被告を福崎町とする損害賠償等請求事件について、和解条項のとおり和解したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第4号）から、議案第68号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）までは、令和5年度の各会計の補正予算について議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、人事案件が1件、決算が7件、剰余金処分が1件、条例改正が2件、補正予算が3件、その他2件の全18件となっています。

詳細説明は、副町長、会計管理者ほか担当課長が行いますので、ご審議を賜りご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります、関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

#### 日程第4 報告第6号 第34期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議 長 日程第4、報告第6号、第34期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第6号、第34期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、福崎町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その決算についてご報告させていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。事業報告について概要を申し上げます。

第34期は、コロナの重点措置が解除されたことで、上期は通販部門を除き各部門は前期実績を上回ることができました。

下期は、第7波・第8波の感染拡大がありましたが、レストランの団体利用などで前期を上回りました。販売店・通販は売上が減少したものの第34期事業は前期を上回る実績を上げることができました。

営業利益は、ウクライナ問題などで光熱費や原材料の仕入れコストが上昇し、売上原価が第33期より約380万円多くなりました。販売費、一般管理費は賞与のカットなどで前期より185万円のコスト削減を図りました。

税前当期損益は、マイナス283万円となりました。再建に係る長期借入金の返済につきましては、町へ300万円を返済し、借入金残高は5,400万円となりました。各事業の実績は、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産は現金及び預金から仮払税金まで合わせて6,219万3,943円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産と金融機関等への出資金で506万4,367円、で、資産の部合計は、6,725万8,310円となり、前期と比較しますと約124万円の減となりました。主な要因としましては、現金及び預金451万円の減、原材料387万円の増などとなっています。

負債の部では、流動負債が買掛金から商品券までの1,355万4,639円、固定負債は町からの長期借入金の残高5,400万円で、負債の部合計は6,755万4,639円となり、前期と比較しますと約177万円の増となりました。

純資産の部は、資本金3,000万円は異動なく、利益剰余金は、当期純利益がマイナス301万6,963円で繰越利益剰余金がマイナス3,029万6,329円となりました。純資産の部合計はマイナス29万6,329円となりました。また、前期の当期純利益は86万6,632円でした。負債及び純資産の合計は、資産の部合計と同額の6,725万8,310円という状況でございます。

4ページをお願いいたします。損益計算書です。

売上高合計は1億2,546万4,917円。前期と比較しますと約530万円の増となりました。売上原価は、期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から期末棚卸高を差し引いた8,019万9,226円で、差引き売上総利益金額は4,526万5,691円となりました。前期と比較しますと約143円の増となりました。



次に、販売費及び一般管理費は、5ページをお願いいたします。

5ページに内訳をお示ししておりますとおり給料手当、消耗品費や保険料などの合計5,051万2,566円です。

4ページへ戻ってください。営業利益はマイナス524万6,875円となりました。前期は、マイナス853万3,564円でした。

営業外収益は、雑収入として県町補助金、雇用調整助成金など241万4,260円の給付を受けたものの、経常利益はマイナス283万1,817円となりました。そして、法人税等を差し引いた当期純利益はマイナス301万6,963円となりました。前期はプラス86万6,632円でした。

コロナ禍、飲食業界が苦しんでいる中、売上高は前年比プラス530万円と伸びましたが、エネルギー、原材料費の高騰の影響を大きく受けました。人件費の削減、10月からの価格改定など経営改善に努めてまいりましたが当期純損益は約300万円の赤字となりました。そのような状況の中、町へ300万円を返済するなど持続的な安定した運営に努めました。

なお、売上原価の7行目、当期製品製造原価6,852万9,630円の内訳を6ページでございませう。6ページに製造原価報告書としてお示ししております。

材料費は、2,641万532円。労務費は、レストラン、売店、麵工場等に係る人件費で3,016万7,339円、製造経費は素麵、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、保険料などの1,195万1,759円、合計で当期製品製造原価は6,852万9,630円となりました。前期と比較しますと約385万円の増となりました。光熱費や原材料の仕入れコストが増えたことによります。

7ページをお願いいたします。

7ページは株主資本等変動計算書です。貸借対照表の純資産の部において、第34期に変動があった項目をお示ししております。変動額については、いずれも当期純利益金額マイナス301万6,963円によるものでございませうが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が当期首残高マイナス2,727万9,366円から当期末残高マイナス3,029万6,329円に。

株主資本合計及び純資産の部合計は、当期首残高272万634円から当期末残高マイナス29万6,329円となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページには、重要な会計方式に係る注記として棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理に係る採用方式を記述するとともに、株式の発行総数が600株であることをお示ししております。

9ページをお願いいたします。

9ページには、監査報告書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。10ページです。

10ページは、第35期の事業計画となります。1、売上高については、コロナが落ち着いたことで第34期より1,000万円増を見込んでいます。そして、経常利益を98万5,000円としています。

それから、報告第6号説明資料でございませう。報告第6号説明資料、1ページです。

1ページは、第34期事業実績表です。上段は各部門別の月別の実績。下段はレストラン利用者で、営業日数308日、3万7,580人、前期より3,351人増でした。

2 ページです。

2 ページは、組織表と役員名簿でございます。

3 ページです。

3 ページは、商品一覧表ともち麦の収穫、在庫状況の推移でございます。もち麦の在庫量は191トンでございます。後ほどご確認ください。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 日程第 5 報告第 7 号 令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第7号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第7号について、ご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して9月議会に報告させていただくものであります。

意見書につきましては、議案書に添付しておりますのでご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において、赤字額は発生しておりませんので、該当はありません。実質公債費比率は11.2%、将来負担比率は、62.9%です。

それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししているとおりであります。

報告第7号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に添って説明させていただきます。

資料の3ページをお開きください。

実質赤字比率は、左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除したマイナスの2.96%となりました。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に連結実質赤字比率は、一般会計等に全ての特別会計、公営企業会計を加えたものが対象でありまして、右下になりますが、全会計における実質収支額及び資金剰余額の合計を標準財政規模で除したマイナスの24.75%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをお開き願います。

実質公債費比率の対象となる公債費等は①の元利償還金の額から⑦一時借入金の利子までの合計が該当し、⑧の特定財源から⑩の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する項目であります。

算定結果は、中段の右寄りになりますが、令和4年度単年では、13.87996%と令和3年度に比べ3.39ポイント悪化しており、3か年平均では11.2%で、前年度に比べ1.4ポイント悪化しております。3か年平均における増加の要因は令和4年度と令和元年度との比較になりますが、①一般会計の地方債の元利償還金が1億8,000万円増加、⑨の事業費補正に係る基準財政需要額に算入された公債費が1億3,000万円減少、⑩の災害復旧費等に係る基準財政需要額が6,500万円増加したことなどにより、実質公債費比率の分子が2億4,500万円増加しました。また、分母も⑫から⑭を足し

た標準財政規模が3億5,500万円増加したことなどにより4億1,600万円増加しましたが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことが要因であります。

将来負担比率につきましては、資料5ページをお開きください。

対象となる将来負担額は、上段に記載しております地方債の現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中、A欄161億4,575万5,000円です。

この将来負担額に対する充当可能財源等は、中段にお示ししているとおりで合計につきましては、下段のB欄131億2,476万円でA引くBの実質負担額は30億2,099万5,000円となっております。

この実質負担額を、標準財政規模C欄から普通交付税に算入された公債費等の額D欄を控除しました47億9,953万9,000円で除したものが将来負担比率となりまして、62.9%となります。前年度は60.3%でありましたので、2.6ポイント悪化しております。

悪化の要因ですが、分子では、将来負担額Aが5億8,600万円減少しておりますが、充当可能財源等Bが財政調整基金の取崩しなどによる1億700万円の減少、基準財政需要額算入見込額の過去の公債費の算入終了などによる5億300万円の減少などにより6億2,600万円減少しており、これによりA引くBの分子が4,000万円増加、分母では、Cの標準財政規模が普通交付税、臨時財政対策債の減少で1億5,700万円減少したことなどによりC引くDの分母が1億3,700万円減少しました。将来負担比率はA引くBの分子割るC引くDの分母で算定され、増加要因である分子の増加及び減少要因である分母が減少したことなどが主な要因となっております。

最後に、公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをお開き願います。

資金不足比率、剰余額につきましては、資料6ページ右から7列目(8)の列になりますが、法適用企業会計の、水道事業、工業用水道事業、下水道事業会計、これらの資金不足剰余額は、流動資産から流動負債等を控除したものが資金剰余額であります。いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

以上が、各指標の概要であります。よろしくお願いいたします。

#### 日程第 6 議案第53号 教育委員会委員の任命について

議 長 日程第6、議案第53号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第53号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は、教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。

委員の任期は4年であります。

現教育委員の西村照明氏が、令和5年9月30日で任期満了となることから、再任をお願いいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

西村氏の住所は、福崎町福田377番地17、昭和55年10月2日生まれの42歳でございます。

西村氏の経歴につきましては、議案第53号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴、役職歴につきましては、左側に記載のとおりです。右側には教育委員会としての抱負をお示ししています。

また、参考といたしまして、左下には教育委員の任期一覧表をお示ししておりますのでご参照ください。

西村氏は、役職歴にありますように小中学校PTAの役職を歴任され、現在も保護者の立場として、また教育委員の立場として教育行政に熱心に取り組まれています。

また、人格が高潔で教育及び文化に関し高い理解力をお持ちで、福崎町の教育行政の推進向上に取り組んでいただけるものと確信しておりますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第 7 議案第54号 兵庫県町土地開発公社の解散について

議 長 日程第7、議案第54号、兵庫県町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第54号についてご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社の解散について、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案54号資料をお開きください。

兵庫県町土地開発公社が解散に至った経緯等についてです。

兵庫県町土地開発公社は、昭和48年4月に公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき設立されて以来、公共事業用地の先行取得を行ってきましたが、令和元年度には土地の処分が全て終了し、公共施設等の整備が一段落したことや、低金利等が続く現下の社会・経済情勢から、土地開発公社を活用した用地の先行取得の必要性は極めて低いものとなっていること、また、全国的な傾向としても土地開発公社の存廃を含めた見直しが行われている状況等を踏まえ、兵庫県町土地開発公社検討委員会を設置し、今後の在り方について検討を行い、検討結果を取りまとめました。

この検討結果を踏まえ、令和5年2月の公社理事会において本公社の在り方について協議した結果、出席理事全員から解散することについての同意を得られました。

以上のことから、兵庫県町土地開発公社については本来の役割を終えたものとして、令和5年度に解散することが適切であると判断したものです。

解散に係る今後の予定につきましては、9月中に関係各町で解散議案を上程、議決の後、12月に県へ解散認可申請を行い、令和6年1月に県より解散認可が下り、法務局へ解散等の登記を行います。

令和6年3月には残余財産が確定し、令和6年5月に関係各町へ残余財産が分配されます。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 8 議案第55号 令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第56号 令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 5 7 号 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 1 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て

議 長 日程第 8、議案第 5 5 号、令和 4 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定につい  
てから、日程第 1 1、議案第 5 8 号、令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計  
歳入歳出決算認定についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第 5 5 号から議案第 5 8 号までの 4 議案について、決算書、決算報告書  
及び議案説明資料により、概要説明をいたします。

まず、議案第 5 5 号は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、一般会計  
歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するも  
のでございます。

初めに、決算書の一般会計 2 5 8 ページをお開きください。決算書です。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 9 0 億 7, 9 6 2 万 9, 6 7 7 円、歳出総額 8 8 億 9, 9 7 4 万 5,  
5 2 8 円、差引額 1 億 7, 9 8 8 万 4, 1 4 9 円のうち、翌年度に繰り越すべ  
き財源は、繰越明許費繰越額 1, 2 9 7 万 9, 0 0 0 円で、実質収支額は 1 億  
6, 6 9 0 万 5, 1 4 9 円となり、令和 5 年度へ繰り越します。

2 5 9 ページから 2 6 6 ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、  
基金及び債権の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願い  
します。

続いて、決算の概要を説明いたします。

議案第 5 5 号説明資料 2 ページをお開きください。

初めに歳入についてでございます。

表の一番下、歳入総額は 9 0 億 7, 9 6 2 万 9, 6 7 7 円で、対前年度比 6 億  
3, 5 6 4 万 6, 0 5 5 円、6. 5 % の減となりました。内訳は、一番上、第  
1 款の町税 3 3 億 7, 0 2 0 万 9, 5 7 1 円から、一番下の第 2 2 款町債 5 億  
1, 3 6 5 万 7, 0 0 0 円まででございます。

次に、資料 4 ページをご覧ください。歳出です。

表の一番下、歳出総額は 8 8 億 9, 9 7 4 万 5, 5 2 8 円、対前年度比 5 億 1,  
5 6 1 万 6 1 4 円、5. 5 % の減となりました。内訳は、一番上の第 1 款の議  
会費 1 億 1, 2 6 3 万 2, 3 7 0 円から、第 1 0 款の公債費 1 1 億 1, 6 1 9  
万 9, 2 3 1 円まででございます。

款別の説明をいたします。

まず歳入です。資料の 2 ページにお戻りください。

歳入総額の 3 7. 1 % を占める町税の収納額は、9, 8 6 8 万 3, 2 0 8 円、  
3. 0 % の増となりました。3 ページの表で、個人町民税は、平均所得の伸び  
や退職所得に係る納税額の増加により、約 2, 7 0 0 万円、3. 1 % の増、法  
人町民税は、原材料価格の高騰に伴う仕入価格の上昇等が企業利益の減少に大  
きく影響し、約 7 4 0 万円、2. 5 % の減、固定資産税は、新型コロナウイルス  
感染症の影響で厳しい経営環境にあった中小事業者等の事業用資産に対する  
軽減措置の適用が終了したことで、約 6, 8 0 0 万円、3. 6 % の増、軽自動  
車税は、環境性能割の税率改正などにより、約 3 0 0 万円、4. 8 % の増、町  
たばこ税は、令和 3 年 1 0 月からの増税により、約 7 0 0 万円、4. 8 % の増

となりました。

資料の2ページをお願いします。

地方譲与税は116万8,000円、1.5%の増、利子割交付金は、78万3,000円、35.9%の減、配当割交付金は139万4,000円、6.3%の減、株式等譲渡所得割交付金は1,130万8,000円、43.4%の減、法人事業税交付金は963万1,000円、16.2%の増、地方消費税交付金は1,883万3,000円、3.8%の増、ゴルフ場利用税交付金は105万1,172円、6.9%の減、環境性能割交付金は290万6,579円、25.5%の増、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金がなくなったことで、4,389万1,000円、54.0%の減、地方交付税は、4,636万6,000円、2.9%の減、交通安全対策特別交付金は59万9,000円、18.0%の減、分担金及び負担金は、老人ホーム措置費負担金の減などにより、1,113万9,449円、6.3%の減、使用料及び手数料は、346万3,596円、4.6%の増、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応の負担金、補助金の減などにより、4億3,110万323円、27.3%の減、県支出金は、ひょうご地域創生交付金事業補助金や農村地域防災減災事業補助金の減などにより、1,662万334円、2.9%の減、財産収入は、453万1,668円、35.9%の減、寄附金は、788万8,014円、9.6%の減、繰入金は、1億7,660万7,000円、301.6%の増、繰越金は2,759万2,919円、10.1%の増、諸収入は、兵庫県市町交通災害共済組合解散による基金分配金や工業団地造成事業会計閉鎖余剰金などが前年度比皆減となったことなどにより6,221万6,397円、16.9%の減、町債は3億3,564万3,000円、39.5%の減となりました。

次に、歳出の款ごとの説明を決算報告書により行います。

決算報告書45ページをお願いします。

1款、議会費です。

議会費では、定例会4回と臨時会1回が招集され、議案67件、報告12件について、慎重に審議しました。それぞれについて、適正妥当な結論を導き、議会の権能と責任を果たすよう努め、町民に分かりやすい開かれた議会活動と円滑な議会運営を行えました。

次、2款総務費です。

47ページ。一般管理費では、町職員が講師となって専門的な知識を活かした説明を行う福崎まちづくり出前講座や生涯楽集データベース「まちの先生」を実施しました。

遠野市との交流事業として、遠野市産業まつりに4年ぶりに参加することができました。

52ページ。文書広報費の文書管理一般事務費では、令和3年度から導入していた電子決裁について、一部を除き令和4年6月から町長決裁文書までを電子決裁とし本格的に運用を開始しました。

55ページ。会計管理費の会計一般事務費では、令和3年3月から財務会計システムに電子決裁を導入しています。ペーパーレス化を推進することができ、コスト削減につながりました。

56ページ。財産管理費の庁舎管理事業では、照明設備のLED化、防犯カメラの設置や庁舎西側樹木の伐採などを行いました。

62ページ。地域振興費では、自立(律)のまちづくり交付金事業や地域交流

広場事業、アドプト事業を行いました。福崎夏まつり及び福崎秋まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染状況から安全面を考慮し、規模を縮小した形で3年ぶりに開催しました。民俗辻広場まつりは直前の感染状況を鑑み中止しました。

ふるさと応援寄附金事業では、町外の多くの寄附者に応援してもらえるように記念品の充実と記念品協力事業者を募り、事業の拡充に取り組みました。

70ページ。交通対策費の交通安全対策事業では、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施し、交通安全意識の高揚と交通事故防止を啓発しました。また、交通安全対策基金を活用し、凍結防止カーブミラーや通学路カラー舗装工事を実施しました。

72ページ。

議 長 提案の説明の途中ですが、暫時休憩いたします。  
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。  
会計管理者 決算報告書72ページをお願いします。

文珠荘管理費では、町民福祉の向上及び世代間交流、地域間交流の増進を図るふれあいの館として利用しやすい施設を目指しています。令和3年度、新たに指定管理者を指定し、適正な管理運営に努めました。

75ページ。応援給付金給付費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯や一人暮らしの大学生等の生活の支援しました。また、各自治会における感染症対策の取組に対する補助金を給付しました。

78ページ。戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、個人番号カードの交付率向上のため、令和4年度も写真の無料撮影とカード申請の受付を行いました。休日に申請受付窓口を24回開設したほか、庁舎外で出張申請窓口を41回開設しました。

81ページ。選挙費では、令和4年7月に参議院議員通常選挙を執行しました。また、令和5年4月執行の兵庫県議会議員選挙及び福崎町長選挙の準備を行いました。

87ページ。監査委員費では、公正で合理的な行政運営確保のため、福崎町監査基準及び監査計画に基づいて、決算審査を5日、定期監査を4日、例月出納検査を12日、延べ21日間の検査を行いました。

次、3款、民生費です。

89ページ。社会福祉総務費は社会福祉事業に要した経費で、主な支出は、民生委員・児童委員活動に要した経費、社会福祉協議会への委託料・補助金及び巡回バス運行補助に要した経費等です。

社会福祉一般事務費では、社会福祉や地域福祉に関する一般的な事務に要した費用を支出しました。令和3年度に引き続きフードドライブの実施や就労支援に取り組みました。社会福祉協議会への運営委託事業では、福祉施策がより有効に実施できるように給食サービス事業やミニデイ事業、障がい者相談支援事業等を委託して実施しました。

105ページ。臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活の支援を受けら

れるよう、令和4年度新たに住民税非課税世帯となった世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付しました。また、非課税世帯から生活保護世帯などを除く世帯に対して、追加支援分として、町単独で1世帯当たり5万円を給付しました。防犯対策事業では、福崎警察署をはじめとする関係団体と連携し、福崎町防犯指導委員会による防犯パトロールを実施して、防犯意識の高揚を図りました。巡回バス運行事業では、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、利用者の利便性向上に努めました。

112ページ。障害福祉費では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の充実と向上を図るために要した費用を支出しました。また、関係団体及び機関と連携を図りながら、障がいへの理解を深め、ライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。

122ページ。国民年金事務費では、国民年金制度の周知に努め、姫路年金事務所と協力・連携して、未加入者・未納者の解消に取り組みました。

123ページ。老人福祉費では、老人クラブへの助成金、敬老祝賀に要した経費、中播広域シルバー人材センター運営費、老人福祉給付、通院支援サービス、人生いきいき住宅助成、介護保険利用者助成、介護保険事業特別会計繰出金などを支出しました。老人福祉給付事業では、要援護高齢者の安全・安心の確保や経済的負担を軽減し、福祉の向上を図りました。人生いきいき住宅助成事業では、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるようにバリアフリー改造に要する経費の一部を助成しました。介護保険利用者助成事業では、介護保険制度における訪問介護、通所サービス等を利用する低所得者に対し、利用料の自己負担の2分の1を助成することにより、経済的負担を軽減し、介護サービスの利用促進を図りました。

129ページ。医療助成費は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児、母子家庭等、高齢重度障害者及び子どもの福祉増進を図るための医療費助成事業に要した経費です。医療費一部負担助成として、高齢期移行者医療を除く医療費助成制度の対象者に、町単独施策として、自己負担額に係る県福祉医療制度の一部負担金について助成しました。議案資料の31ページ、32ページに福祉医療費の月ごとの実績表や年度比較表をお示ししていますので、後ほどお目通しください。

136ページ。養護老人ホーム運営費では、入所者の自主性と思いやりの心を育て、家族との連携を図りながら、明るく楽しく生き生きとした老人ホームづくりに努めました。令和4年度措置人数は、月平均41.9人でした。

138ページ。児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、障がいのある児童に対して年金や就学援助金を支給したほか、母子父子家庭にも就学援助金を支給しました。また、赤ちゃん誕生祝い記念品の贈呈をしました。学校教育課における子ども・子育て支援事業では、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を確認し、中間見直しを行うため、福崎町子ども・子育て会議を開催しました。病気やけがで集団生活ができない児童と保護者への支援を行うため、神崎郡3町で病児保育事業を実施しました。保健センターにおける子ども・子育て支援事業では、妊娠期から全ての子どもと家庭を対象に継続的支援を目指すため設置したふくさきっこステーションの子ども家庭支援員による家庭自立相談の充実を図りました。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、国の施策として、対象児童1人当たり5万円を、また、児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給しているその他世帯へは国施策と町施策とし



て対象児童1人当たり10万円を支給しました。

143ページ。児童手当費では、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、児童手当を支給しました。

144ページ。保育所費では、福崎町に住所を有し、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童について、該当する私立保育所の設置者に対して費用を支出しました。

145ページ。認定こども園費では、町内及び町外の認定こども園を利用し、就学前教育・保育を希望する児童のための費用を支出しました。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、教育・保育を実施しました。

152ページ。子育て支援施設費では、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育ての孤立化や負担感の軽減を図りました。

155ページ。学童保育費では、共働き家庭など、学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の小学生の保護、健全育成を図ることを目的に、学童保育を行いました。

次、4款、衛生費です。

161ページ。保健衛生総務費では、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金と母子保健事業及び食育推進事業など、保健行政に要する費用を支出しました。令和元年度から実施しています保健センターの土曜日開庁も定着し、相談件数も増加してきています。母子保健事業では、健やかに妊娠期を過ごし、安心・安全な出産を迎え、母子ともに健康に過ごせるよう支援をしました。食育推進事業では、令和3年度に策定した福崎町すこやかヘルスプランに沿って、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、食育事業に取り組みました。妊娠出産子育て応援給付金給付事業では、国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援の充実と、経済的負担軽減を一体的に実施しました。

170ページ。予防費では、住民の健康増進のため、予防的対策として行った予防接種事業、成人保健事業、自殺対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用を支出しました。予防接種事業では、安全で適切に接種できる体制を整えるとともに、任意予防接種助成事業も継続し、感染予防と住民の健康増進を目指しました。健康長生き事業では、75歳以上の高齢者が住み慣れた地域で安心して、生涯を通じた健康の保持増進を図ることができるよう、関係団体と連携し支援を行いました。成人保健事業では、6月と7月に町ぐるみ健診を11日間実施しました。また、未受診者を対象に11月に2日間健診を行いました。自殺対策事業では、令和3年度に策定した福崎町すこやかヘルスプランに基づき、こころの健康づくりの観点から相談事業や健康教育を実施しました。

179ページ。新型コロナウイルスワクチン接種事業では、希望する12歳以上の住民に対して、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しました。新型コロナウイルス小児用ワクチン接種事業では、令和3年度に接種をした人に追加接種の案内をしましたが、感染した場合の重症化例が少ないことなどから、多くの方が接種を見送られました。

184ページ。公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、事業場からの排水調査をするとともに、主要河川の水質調査やゴルフ場からの周辺環境への影響を監視するため、関係する池や河川の水質を調査しました。

186ページ。自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行いました。ま

た、福崎町自然歩道を歩こう大会は、参加者を町内在住者に限定するなど、新型コロナウイルス感染症の予防策を講じた上で3年ぶりに開催しました。

187ページ。し尿処理費では、中播衛生施設事務組合への負担金やし尿くみ取り業務等、し尿処理に要した費用を支出しました。議案資料の33ページ、34ページに中播衛生施設事務組合の決算概要、分担金表、年度別し尿投入量集計表をお示ししていますので、ご参照ください。

190ページ。ごみ処理費では、くれさか環境事務組合への負担金やごみ収集運搬業務とごみ処理に要した経費を支出しました。議案資料の35ページから37ページまでに、くれさか環境事務組合の決算報告書、分担金及び負担金、令和3年度の実績搬入量表をお示ししていますので、ご参照ください。また、38ページには、令和3年7月から加入した中播北部行政事務組合会計の決算概要をお示ししていますので、併せてご参照ください。

次、5款、農林水産業費です。

195ページ。農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など、法令事務や農地の確保と農地利用の最適化の推進に取り組んだ費用を支出しました。また、農地パトロールを実施し、耕作放棄地の所有者、耕作者に対し、利用の増進を図るよう、注意や指導などを行いました。

198ページ。農業振興費では、営農活動に対して支援を行い、農業経営の安定化を図るとともに、特産もちむぎの産地振興並びに農産物の生産、供給体制を整え、地産地消を推進しました。なお、営農対策推進協議会は令和4年度末に解散しました。中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地を継続的に維持管理していく集落を対象に、農業生産活動を支援しました。

207ページ。多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行や農業の担い手不足により集落機能が低下し、適切な維持管理が困難となっている農地・農業用施設等の地域資源に対し、地域ぐるみで行われる取組を支援しました。環境保全型農業支払推進事業では、県の認証「ひょうご安心ブランド」を取得している営農組合等が行う有機農業や緑肥の作付など、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する環境に優しい営農活動に対して支援を行いました。

212ページ。農業構造改善施設運営費は、春日ふれあい会館と春日山キャンプ場の管理運営と施設修理に要した費用を支出しました。

213ページ。水田活用推進対策費の水田活用推進対策事業は、地域の特性を生かし、戦略作物等の作付を推進し、水田農業経営の安定を図る事業で、3年以上作物の作付を行っていない農地に主食用米、酒米、麦類、豆類、そば、飼料作物等を作付した農業者に補助金を交付しました。経営所得安定対策直接支払推進事業は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業多面的機能を維持することを目的とする事業です。福崎町地域農業再生協議会を実施主体として位置づけ、補助金を交付しました。

215ページ。農地費では、土地改良関係団体等で施行された土地改良等事業に対し、福崎町農林水産業関係補助金交付規則に基づく補助金及び県営土地改良事業負担金を支出しました。

219ページ。国土調査費では、国土調査法に基づく地籍調査に要した費用を支出しました。

221ページ。ほ場整備事業費では、高岡福田地区のほ場整備事業に要した費用を支出しました。

223ページ。ため池整備事業費は、水害・地震対策を必要とするため池の整

備に要した経費です。農村地域防災減災事業では、地震や豪雨等によるため池等農業用施設の災害を防止し、農村地域の防災力向上を図るための事業を実施しました。県営・ため池整備事業は、ため池の耐震性に応じて必要な耐震整備を実施するもので、令和4年度は三谷池の耐震対策を実施しました。

225ページ。林業振興費は、森林の有する多面的機能の持続を図るための里山整備や森林整備、有害鳥獣駆除に要した費用で、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町猟友会と連携して駆除活動を行いました。

次、6款、商工費です。

235ページ。商工費では、新型コロナウイルス感染症や原油価格物価高騰の影響により売上げが落ち込んだ小規模事業者等を応援するために、事業者支援事業を実施しました。

商工総務費では、操業企業との調整や工業団地調整池の維持管理費等を支出しました。また、令和4年度では、福崎工業団地周辺において産業用地を創出することができる候補地があるかどうかの調査検討を行う福崎町西部工業団地拡張基本構想策定業務を実施しました。

236ページ。商工業振興費の中小企業振興事業では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への売上支援策として、商工会事業によるプレミアム付商品券を発行しました。また、産業活性化緊急支援事業による町内業者の振興を図りました。観光振興事業では、辻川界隈の文化財などを活かした観光促進を図るため、文化観光推進地域計画を策定しました。もちむぎのやかた管理事業では、第34期も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、もちむぎのやかたレストラン利用人数は、第33期と比較して9%の増となりました。電気・ガス・食料品等価格高騰対策事業では、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰により影響を受けている町民の生活支援と打撃を受けた町内店舗等の売上を応援するため、全町民を対象に福咲スマイル商品券を1人につき5,000円配布しました。

250ページ。消費者行政費では、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、町民がより安全で安心して生活できるよう、消費者被害を未然に防止するための講座を開設し、消費者の安全・安心の確保に努めました。

254ページ。企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に企業会館の運営及び管理を委託した費用を支出しました。

次、7款、土木費です。

257ページ。土木費では、安全で快適な住民生活と活発な経済活動を支えるため、幹線道路、生活道路の改良及び維持補修を図るなど、社会基盤となる道路や河川等の整備を進めました。また、町の健全な発展と秩序ある整備を計画的に推進するための都市計画や住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するための町営住宅の適切な維持管理の費用を支出しました。

道路橋梁総務費は、道路橋梁全般の管理に要する経費で、令和4年度では町道大貫山田線と中国自動車道のアンダーパスの排水ポンプを更新し、安全な通行を確保しました。

259ページ。道路改修費は、道路構造物の老朽化、また、交通量の増加により損傷が著しい道路について、改修、維持補修などにより、安全・安心な生活基盤を維持するために要した経費です。道路維持管理事業では、地域から要望のある生活道路の維持改修工事や交通安全対策基金を活用した車両用防護柵設置工事などを実施しました。

263 ページ。道路新設改良費では、町道福崎駅田原線及び町道千束新町線の測量設計、用地買収を行いました。

265 ページ。橋梁改修費では、橋梁を計画的、効率的に維持管理し、長寿命化を図るために要した費用を支出しました。田口釜之内橋の橋梁補修工事などを実施しました。

266 ページ。河川改修費では、県河川の美化事業として、県と委託契約を締結し、市川・七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めました。今後も急激な降雨等により土砂が堆積し、河川断面の流下能力が下がることによって、溢水する等、可能性があるため、適正な維持管理に努め、災害に強いまちづくりに努めます。

267 ページ。都市計画総務費では、都市の健全な発展と秩序ある整備、土地利用の適正化を図るために必要な経費を支出しました。また、都市計画審議会を1回、地域公共交通活性化協議会を2回開催し、福崎町の都市計画や地域公共交通に関する施策などを協議しました。

272 ページ。まちづくり事業費では、ユニバーサル社会の実現や市街地整備の推進、市街化調整区域における活力維持に向けた検討に要した費用を支出しました。JRが実施する福崎駅バリアフリー化事業に対して補助金を支出し、福崎駅のエレベーター設置工事が完成しました。

275 ページ。公園管理費では、市川河川公園やイーストパークふれあい広場等の適切な維持管理のための費用を支出しました。併せて、福崎浄化センター修景施設を改修し、子どもが安心して遊べ、快適に利用できるレクリエーションの場を提供しました。令和4年度は、大型複合遊具と多くの施設を設置しました。

278 ページ。住宅管理費では、町営住宅の維持管理に要する費用を支出しました。令和4年度は西野団地と西治団地でそれぞれ1棟の解体撤去工事を行いました。4年度末現在の管理戸数は151戸です。空家対策事業では、空家実態把握のため、各集落への空家情報の照会や空家の現地確認を行いました。令和4年度は、空家バンクの物件登録を9件行い、ホームページ上で入居者の募集を行いました。4年度末の空家件数は362件です。

次、8款、消防費です。

283 ページ。常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費です。令和4年中の建物火災発生は5件でした。救急出動は991件でした。議案資料の39ページに消防事務委託経費の決算概要をお示ししていますので、ご参照ください。

285 ページ。非常備消防費では、災害から郷土を守るために有事に即応した新しい知識・技術を取得し、1本部32分団600人及び機能別消防団員25人の体制で消防施設を効果的に使い、消防活動を行いました。火災・警戒出動は968人、訓練等出動は1,194人でした。

288 ページ。防災対策費では、災害発生時に対処するための費用を支出しました。そのほか、災害発生時及び一般行政広域伝達に利用している移動系防災行政無線の設備の保守点検、兵庫県衛星通信ネットワーク施設・災害対応情報ネットワークシステムの維持管理費、防災備蓄備品の購入などの費用を支出しました。

次、9款、教育費です。

291 ページ。教育委員会費では、教育委員会の定例会を12回、臨時会を1回開催し、教育上の諸問題について審議しました。

292 ページ。事務局費では、不登校指導員等の配置により、児童生徒の問題解決に早期に対応するとともに、ICT 支援員を配置し、学校での ICT 活用を支援しました。平成 30 年に提起された福崎西中学校における損害賠償請求事件は、最高裁判所での上告棄却により全面勝訴が確定しました。

296 ページ。小学校費は、小学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費で、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。自然学校は、町内全小学校 5 年生 169 人が 2 班に分かれ、県立南但馬自然学校で実施しました。令和 4 年度は、従来どおりの 4 泊 5 日で実施しました。小学校施設長寿命化改良事業では、田原小学校のトイレ改修工事を行うとともに、令和 5 年度に実施する福崎小学校、高岡小学校及び八千種小学校のトイレ改修工事の実施設計を行いました。遠野市友好交流事業では、3 年ぶりに児童交流を実施することができました。

304 ページ。中学校費は、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した費用で、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。中学校施設長寿命化改良事業では、福崎西中学校並びに福崎東中学校のトイレ改修工事を行いました。小中学校での学校生活は、コロナの影響が続きましたが、手指消毒やマスクの着用など、感染予防を徹底しながら学校活動を継続しました。

312 ページ。社会教育総務費は、生涯学習社会の充実、家庭や地域社会における教育力の向上に資するための社会教育全般にわたる事業の推進、また、青少年健全育成活動の推進に要した費用を支出しました。成人式は、「二十歳のつどい」と名を改め、1 月 9 日に開催しました。地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクール等教育支援、登下校時の見守り、校内巡視等により、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援活動に取り組みました。

317 ページ。公民館費では、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、老人大学、サルビアセミナー、美術展、文化講演会などの活動を展開しました。

322 ページ。図書館費では、図書や雑誌、視聴覚資料等を収集、保管、利用者へ提供することにより、教養や地域研究、レクリエーション等に資することを目的とした図書館の管理・運営に要した経費を支出しました。

324 ページ。文化センター管理費では、社会教育及び生涯学習の拠点として重要な役割を果たしている文化センターの管理・運営に要した経費を支出しました。2 階トイレ改修工事を実施しました。

325 ページ。エルデホール運営費では、地域住民の自由な創造活動を促進し、地域の振興と文化の発展を図るため、芸術・文化活動の場として貸館を行い、また自主公演事業を実施しました。

328 ページ。研修センター運営費は、文化センターの分館で社会教育及び生涯学習の拠点として、安全に快適に利用できるよう管理・運営を行いました。

329 ページ。青少年野外活動センター費では、野外活動を通じて青少年の健全育成を図り、また、地域住民に自然に触れる機会や交流の場を提供するための費用を支出しました。

333 ページ。辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理運営に要した経費で、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館、三木家住宅及び歴史文化館の運営及び管理に要した費用を支出しました。歴史民俗資料館運営事業では、郷土資料を収集・保存し、一般に公開するため、企画展、特別展を実施しました。柳田國男・松岡家記念館運営事業では、柳田國男先生と

松岡家の業績を顕彰するため、関連する資料を収集、保存し、柳田國男生家とともに一般に公開しました。三木家住宅等管理事業では、三木家の歴史や魅力を来館者に伝えるため、公開イベントを実施しました。また、神戸大学大学院人文学研究科との共同研究による資料調査を実施しました。

339ページ。文化財保護費では、文化財保護に要する費用を支出しました。主な事業は指定文化財等の助成、埋蔵文化財発掘調査、文化財保存活用地域計画の作成などです。福崎町文化財保存活用地域計画を令和2年度から3か年をかけて作成しました。3年目となった令和4年度では、福崎町文化財保存活用地域計画協議会において、計画の内容を決定し、国の文化審議会の答申を経て文化庁の認定を受けました。

342ページ。保健体育総務費では、生涯スポーツ全般の振興と推進に努めました。スポーツ競技で優秀な成績を収めた個人13人、団体1組にスポーツ功績賞を表彰しました。

347ページ。給食運営費では、福崎町すこやかヘルスプランに基づき、安全・安心な地域の食材をできるだけ多く給食に取り入れました。また、福崎町の特産物であるもちむぎに親しみ、家庭でも活用してもらえるように、給食においても、もちむぎ麺やもちむぎ精麦を使用した献立を積極的に取り入れました。給食における地産地消率は45.4%と、令和3年度よりも2.4ポイント増となりました。

350ページ。町民グラウンド管理費では、町民第1・第2・第3グラウンドやスポーツ公園の維持管理に要した費用を支出しました。福崎町の健康づくりとスポーツ活動を行う生涯スポーツの場として利用されました。

353ページ。学校施設社会開放費では、生涯スポーツを推進するため、また、町民のスポーツの場を広げるため、学校施設の社会開放を行いました。

354ページ。体育館運営費では、施設において、より安全で効率的なスポーツ活動の場を提供するために設備の充実、整備を行いました。

次、10款、公債費です。

357ページ。公債費では、長期借入金の返済額は元金10億8,612万9,089円で、令和4年度借入総額は5億1,365万7,000円で、令和4年度末現在高は107億7,698万5,356円となりました。利子は、長期借入金利子3,005万2,566円と、年度内に資金不足が生じたために一時借入れを行った利子1万7,576円です。

次、11款、予備費です。

359ページ。予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

以上で、決算報告書での説明を終わります。

ここで、議案第55号説明資料について、かいつまんで説明いたします。資料をお願いします。

1ページは、特別会計を含む各会計決算概要と公営企業会計も含む町全体の給与費明細書です。2ページから4ページまでは、前年度決算額との比較です。今回から主な増減理由も付記していますので、ご参照ください。5ページ、6ページは、歳入歳出の項ごとの決算表です。7ページ右側には、令和4年度に実施した新型コロナウイルス感染症に関する主な支援事業と、それを記載した決算報告書のページ番号の一覧表です。8ページ、9ページはそれら事業の一覧表になります。10ページは、基金の状況です。一般会計の令和4年度末現在高は、20億3,883万3,124円となりました。11ページの上段は

不用額についてです。不用額は全体で2億4,202万4,472円で、資料の12ページから18ページまでには、節別それぞれの事業ごとに20万円以上の不用額の金額とその理由を説明しておりますので、お目通しください。11ページの下段は、調定額に対する収入未済額についてです。調定額に対する収入未済額は、7,722万4,938円で、対前年度168万6,201円の減となりました。資料の19ページから29ページまでに、町税等の徴収金の収納状況や不納欠損、滞納等の状況について資料を添付しておりますので、ご参照ください。30ページは、社会保障財源化分の地方消費税交付金が充てられた社会保障施策に要する経費の一覧です。31ページから39ページまでは、それぞれの事業のところで説明をしたとおりです。40ページから46ページまでに、まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン進捗管理表をお示ししておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第56号、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明いたします。

まず、決算書の国保会計42ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額19億1,172万2,349円、歳出総額18億9,969万9,671円。差引額、実質収支額ともに1,202万2,678円で、うち2万円を繰り越しし、残り1,200万2,678円は、令和5年度で基金に積立てしました。

43ページには、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は7,179万4,894円でございます。

次に、決算報告書で概要説明をさせていただきます。決算報告書の国保会計1ページをお開き願います。

本文の1行目から、かいつまんで朗読説明いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度ですが、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また、離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、その財政運営は非常に厳しい状態にあります。

令和4年度における制度改正の主なものは、課税限度額の見直しと未就学児の均等割負担の軽減等です。令和4年4月1日から地方税法施行令の一部改正が施行されたこと等に伴い、課税限度額の見直し及び小学校入学前の未就学児にかかる国民健康保険税均等割負担の5割軽減を行いました。

2ページ。歳入では、1世帯当たりの保険税年額は14万9,876円、1人当たりの保険税年額は9万5,905円となりました。国保税の収納率は、現年度分94.8%、滞納繰越分19.6%、全体では82.9%となりました。歳出に入ります。

4ページ。保健給付費は、歳出全体の69.8%を占めています。対前年度比はマイナス2.3%となりました。

5ページ。保険事業です。特定健康診査については、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善や重症化の予防を目的に実施しました。健診の周知徹底のため、対象者の氏名を印字した申込書を各世帯に郵送するほか、令和3年度にためた健康づくりポイントを健診費用の一部に還元するなど、受診しやすい環境づくりに努めました。令和4年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診943人、個別健診128人、計1,071人で、受診率は37.8%、前年度に比べ0.8ポイント増加しました。

議案第56号説明資料の1ページには、20万円以上の不用額及び保険税収納状況、2ページから4ページには決算勘定表、税賦課状況についてお示ししていますので、ご参照ください。

次に、議案第57号について、ご説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億568万1,460円、歳出総額2億9,908万2,305円、差引額、実質収支ともに659万9,155円です。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の決算報告書1ページをお開き願います。

後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担能力を勘案しつつ、現役世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで国民皆保険を引き継いでいく支え合いの仕組みです。保険料率は兵庫県内は均一で、2年ごとに改定されます。

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、令和4年度に改定され、令和4年、5年度の保険料は均等割額5万147円で、令和3年度と比較して1,224円の減、所得割率10.28%で、0.21ポイントの減となっています。賦課限度額は66万円です。

令和4年度には一部負担金割合の見直しが行われ、これまで1割負担であった被保険者の一部が令和4年10月以降は2割負担となりました。

令和5年3月末の被保険者数は、2,977人です。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定負担金に充当します。

歳出は、人件費のほか、事務費等経費、後期高齢者医療広域連合納付金を支出しました。

議案第57号資料1ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況を、2ページ、3ページには給付費の状況についてお示ししていますので、後ほどご参照ください。

次に、議案第58号について、ご説明いたします。

決算書の介護保険事業特別会計48ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額17億6,240万3,024円、歳出総額17億1,396万9,163円、差引額、実質収支とも4,843万3,861円で、うち2万円を繰越金とし、残り4,841万3,861円を令和5年度で基金に積み立てました。

49ページには、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は、7,378万8,217円でございます。

次に、決算報告書で概要説明をさせていただきます。

決算報告書介護保険事業特別会計の1ページをお開き願います。

介護保険事業は、高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活を送ることができるよう、介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めました。

介護保険制度は平成12年に施行され、令和4年度で22年が経過しました。令和4年度は第8期の2年目となります。第8期の主な改正点は、基準月額を5,780円から6,160円としたことです。また、所得段階第7段階の基準所得金額を10万円、第8段階を20万円引き上げました。また、消費税率引上げによる公費を投入して、低所得者の保険料軽減割合及び所得段階を令和



2年度からさらに拡充し、保険料基準額に対する第1段階の割合を50%から30%、第2段階の割合を65%から50%、第3段階の割合を75%から70%に軽減しています。利用者自己負担割合は所得水準にかかわらず原則1割でしたが、平成27年8月から所得等に応じた負担割合となり、65歳以上で一定所得がある方は2割に引上げになりました。さらに、平成30年8月からは、現役並み所得者について、負担割合が3割に引き上げられました。

2ページ。歳入では、保険料の収納率は現年度分99.7%、滞納繰越分27.5%、全体では99.3%となりました。

歳出です。4ページ。

令和4年度の介護保険給付費は15億5,996万4,019円となり、対前年度比0.5%の減で、サービス別介護保険給付費では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービス費が前年度比1.4%減、地域密着型サービス費は対前年度比4.0%増、施設サービス費は対前年度比1.4%減となりました。

5ページ。介護予防生活支援サービス事業では、要支援1、2と事業対象者の方に対し、介護予防ケアマネジメントに基づき生活支援サービスを提供しました。生活支援を必要とする高齢者は多く、訪問型サービスの需要が高くなりました。

12ページ。生活支援体制整備事業では、介護予防、生活支援サービスの資源開発等を目的に活動する組織である生活支援協議体の会議を令和4年度、2回開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大状況下での介護予防、生活支援サービスと社会参加について検討しました。また、地域資源の一つである移動販売についてや、コープ神戸と社会福祉協議会との協同プロジェクト、便利帳の作成などについても検討しました。

13ページ。認知症総合支援事業では、地域包括支援センター職員が認知症の人と、その家族への相談業務や関係機関の連携支援を行うなど、包括的な支援を行いました。

議案第58号説明資料1ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、2ページには事業状況、3ページ、4ページには決算勘定表、5ページには月別の給付状況等についてお示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第55号から議案第58号までの4議案について一括説明をさせていただきます。よろしくご審議賜り、認定いただきますようお願いいたします。

- 日程第12 議案第59号 令和4年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第60号 令和4年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第61号 令和4年度福崎町下水道事業会計決算認定について

議長 日程第12、議案第59号、令和4年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、日程第14、議案第61号、令和4年度福崎町下水道事業会計決算認定についてまでの3議案を一括議題とします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第59号から議案第61号までの3議案について、ご説明申し上げます。

この3議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度の水道事業会計、工業用水道事業会計並びに下水道事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものです。

議案第59号、水道事業会計決算からご説明申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きください。

水道事業の決算報告書です。この報告書は予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示しております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、水道事業収益、予算額4億3,030万円に対しまして、決算額4億1,710万6,177円、予算額と比較して1,319万3,823円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益3億2,469万5,883円、2項、営業外収益9,241万294円、3項、特別利益はありませんでした。

支出は、1款、水道事業費用、予算額4億2,173万6,000円に対しまして、決算額4億509万1,855円、不用額は1,664万4,145円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3億8,187万720円、2項、営業外費用2,322万1,135円、3項、特別損失はありませんでした。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額1,230万円に対しまして、決算額1,974万7,809円、予算額と比較して、744万7,809円の増となりました。各項の決算額は、1項、補助金104万5,640円、2項、工事負担金、1,776万6,100円、3項、固定資産売却代金は93万6,069円でした。

支出は、1款、資本的支出、予算額1億3,969万円に対しまして、決算額1億965万2,340円、翌年度への繰越しはなく、不用額は3,003万7,660円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費6,825万8,300円、2項、企業債償還金3,986万3,790円、3項、固定資産購入費は153万250円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,990万4,531円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額622万9,300円と過年度分損益勘定留保資金8,367万5,231円で補填しました。

次に、決算の概要をご説明いたします。13ページをお開きください。

令和4年度の給水量は240万7,250立米で、前年度と比べ0.7%の減、給水収益につきましては2億8,577万9,433円で、0.4%の減収となりました。給水戸数は前年度より70戸増加しております。営業費用においては、電気代の高騰により動力費が大きく増加し、給水原価を押し上げました。その結果、料金回収率が100%を下回りましたが、純利益は確保できております。

有収率につきましては、昨年度と比べ0.6ポイント減少し、95.3%となりました。

建設改良事業では、工業団地配水池加圧ポンプ所監視装置更新工事が完了しました。また、三宮配水池送水管更新工事の詳細設計業務が完了し、今後4年間で全区間、約2キロメートルの耐震工事を実施する予定としております。

委託業務では、水道料金体系の見直し検討業務を行い、適正な料金体系を目指します。

なお、議案第59号資料、1、2ページに水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、決算書14ページ、(2)は経営指標に関する事項です。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて低下し、102%となりました。近年は健全経営の水準とされる100%を上回っております。料

金回収率につきましても、前年度と比べ低下し97.5%となりました。100%を下回っておりますので、事業に必要な費用を給水収益で賄えていないということになります。また、有形固定資産減価償却率は、償却資産における減価償却済みの部分の割合を示す比率で、令和4年度は44.1%と、表では年々比率の上昇が見られます。この比率の上昇は、施設の老朽化度合いが徐々に進んでいることを示しております。一方、管路更新率は、年間の管路更新実績の割合で、令和4年度は0.1%にとどまっております。現在は、計画的に基幹管路の耐震化を進めていますが、本町の管路更新については、近年の下水道面整備工事に合わせて管路の更新を実施してきたため、今後、この指標の大きな伸びは期待できません。

次の15ページは、建設改良工事の契約内容を、16、17ページは給水工事や保全工事など、18ページは業務量をお示ししております。

18ページの業務量①の給水戸数は8,377戸で、前年度から70戸の増。③の配水総量は252万4,816立米で、有収率は95.3%であります。

19ページには事業収入、20ページには事業費用を取りまとめております。

20ページ下の給水原価は、1立米当たり157円70銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は121円81銭、供給単価は118円72銭となりました。

21ページは重要契約の要旨及び企業債の概要です。令和4年度は企業債の発行はなく、償還額3,986万3,790円で、年度末残高は8億5,405万8,880円となりました。

22ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は748万4,672円。下から3段目、4の資金増減額は4,059万5,516円の増。5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は9億5,162万3,456円となりました。

23ページからは、収益費用明細書でございます。

まず、収益では、水道事業収益は3億8,734万3,702円、営業収益は2億9,538万5,173円で、主なものは、水道料金2億8,577万9,433円や手数料などでございます。水道料金につきましては、19ページの表にもお示ししておりますように、一般家庭では増収となりましたが、営業用で減収となっております。中段、営業外収益は9,195万8,529円で、主なものは、長期前受金戻入、分担金などです。

24ページからは費用です。

水道事業費用は3億7,985万9,030円で、うち営業費用は3億6,895万195円です。主なものは、原水及び浄水費では、水源地の動力費、配水及び給水費では、25ページの委託料や県水受水費などです。中段、総係費は3,099万6,847円で、主なものは職員の給料などです。

26ページでは、減価償却費が2億263万9,632円、営業外費用は、支払利息などで1,090万8,835円となっております。

次に、27ページからは資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は1,974万7,809円で、主なものは給水工事などの工事負担金です。

28ページ、資本的支出は1億342万3,040円。内訳は三ノ宮配水池送水管更新工事詳細設計業務や給水工事費などの建設改良費で、6,205万3,000円、企業債償還金は3,986万3,790円となりました。

29ページは固定資産明細書、30ページは企業債明細書でございます。

次に、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの合計2億9,538万5,173円。営業費用は、原水及び浄水費からその他営業費用までの合計3億6,895万195円。営業利益はマイナスの7,356万5,022円で、前年度比約1,000万円損失が増えています。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計9,195万8,529円。営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて1,090万8,835円。差引き営業外での利益は8,104万9,694円で、前年度比約400万円の減、営業利益と合わせた経常利益は748万4,672円となり、前年度比では約1,000万円の減となりました。当年度純利益は経常利益と同額で、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金は1億2,265万9,246円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、左の資本金では前年度末残高と変わらず、18億7,702万4,386円でした。中ほどの列、資本剰余金合計も変わらず、4億3,514万9,481円、右から2列目、利益剰余金合計は、前年度末残高に当年度純利益748万4,672円を加えて、5億6,999万3,832円、そして、右の資本合計は28億8,216万7,699円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金1億2,265万9,246円につきましては、処分して積み立てることなく次年度に繰り越したいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示です。

資産の部、固定資産は、有形固定資産、土地から建設仮勘定までの合計で、中断の48億1,142万9,040円です。詳細は29ページ、固定資産明細書並びに議案第59号資料5ページから7ページをご参照ください。

流動資産合計は、下から2段目9億7,887万6,840円で、資産合計は、その下、57億9,030万5,880円、前年度比約9,000万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債の8億2,094万8,551円。流動負債は1年以内に償還する企業債からその他流動負債までを合わせた合計7,125万1,289円。繰延収益合計は20億1,593万8,341円で、負債合計は、中断やや下、29億813万8,181円。前年度比約9,800万円の減となりました。

資本の部は、資本金18億7,702万4,386円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は、下から2段目、28億8,216万7,699円。前年度比約800万円の増となりました。

以上、議案第59号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第60号について、説明を申し上げます。

工業用水道事業会計決算書、1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示でございます。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、工業用水道事業収益、予算額4,656万8,000円に対しまして、決算額4,834万9,090円、予算額と比較して178万1,090円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益3,787万8,270円、2項、営業外収益1,047万820円です。

支出は、1款、工業用水道事業費用、予算額4,694万1,000円に対しまして、決算額4,373万9,320円、不用額は320万1,680円とな

りました。各項の決算額は、1項、営業費用4,000万6,009円、2項、営業外費用373万3,311円です。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入はありません。

支出は、1款、資本的支出、予算額1,760万円に対しまして、決算額837万3,241円、翌年度への繰越額490万6,000円、不用額は432万759円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費はなく、2項、固定資産購入費も全額繰越しのため0円、3項、企業債償還金は837万3,241円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額837万3,241円は、過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

次に、概要の説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

令和4年度の契約水量は、前年度と変わらず日量1,850立米、給水量は62万9,200立米、前年度と比べ7.9%の増となりました。これに伴い、給水収益も3,431万6,225円となり、4%の増収となっております。また、有収率は1.3ポイント上昇し98.1%となりました。

収益的収支では、全体の収益は給水収益が伸びたことで4,490万5,618円となり、前年度比3.2%の増となりました。しかしながら費用においても、修繕費や動力費が増加したことで、前年度比17.1%増の4,029万5,997円となりました。この結果、純利益は460万9,621円となり、前年度比49.4%の減となりましたが、継続して黒字は確保しております。

資本的支出においては、固定資産購入費で水源地に設置する非常用発電機を購入する予定としておりましたが、納期の遅延により、令和5年度への繰越事業となりました。

議案第60号資料、1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、決算書14ページ、(2)は経営指標に関する事項です。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください、

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて低下し、111.4%となりました。費用の増加により、前年度からは15.1ポイントの低下となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金回収率につきましても、前年度と比べて22.3ポイント低下し、115.1%となりましたが、100%を上回っておりますので、事業に必要な費用を給水収益で賄っていることとなります。また、有形固定資産減価償却率は49.6%となり、年々施設の老朽化が進んでおります。加えて、管路更新率が近年0%であることから、今後は施設の更新を進める必要があります。

15ページは保全工事の契約内容と業務量、16ページは事業収入及び事業費用を取りまとめています。また、下段の給水原価は、1立米当たり63円89銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は47円37銭、供給単価は54円54銭となりました。

17ページは企業債の概要で、本年度の発行額はなく、償還額837万3,241円。年度末残高は2億4,378万2,247円となりました。

18ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段の当年度純利益は460万9,621円。下から3段目、4の資金増減額は403万3,622円の増で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億3,746万9,163円となりました。

19ページからは、収益費用明細書です。

収益は、工業用水道事業収益が4,490万5,618円。営業収益は3,443万4,798円で、水道料金と受託工事収益です。

営業外収益は1,047万820円で、主なものは長期前受金戻入です。

20ページからは費用です。

工業用水道事業費用は4,029万5,997円。営業費用は3,890万9,386円で、主なものは送水及び配水費と21ページの減価償却費です。営業外費用は、支払利息138万6,611円となっています。

22ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入はありません。

23ページの資本的支出は837万3,241円で、企業債償還金でございます。

24ページは固定資産明細書、25ページは企業債明細書となっております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示となります。

営業収益は給水収益と受託工事収益で、合計3,443万4,798円。営業費用は、送水費及び配水費から減価償却費までの合計3,890万9,386円で、営業利益はマイナスの447万4,588円となりました。前年度比約450万円損失が増えております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1,047万820円。営業外費用は支払利息138万6,611円、差引き営業外での利益は908万4,209円で、前年度比約9万円の増、営業利益と合わせた経常利益は460万9,621円となり、前年度比では約450万円の減となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は5,939万9,680円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、資本金では前年度末残高と変わらず5,095万2,814円。中ほどの列、資本剰余金合計も変わらず1億5,556万7,111円。右から2列目、利益剰余金合計は、前年度末残高に当年度純利益460万9,621円を加えて9,065万7,073円、そして、右の資本合計は2億9,717万6,998円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金5,939万9,680円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜きでの表示です。

資産の部、固定資産は有形固定資産、土地から機械及び装置までの合計で、中段の7億466万8,693円。詳細につきましては、24ページ、固定資産明細書並びに議案第60号資料、3、4ページをご覧ください。

流動資産は、現金預金と未収金を合わせて1億3,751万2,153円。資産合計は8億4,218万846円で、前年度比1,400万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億3,535万5,883円。流動負債は1年以内に償還する企業債などで、合計1,046万2,513円。繰延収益合計は2億9,918万5,452円で、負債合計は5億4,500万3,848円、前年度比で約1,900万円の減となりました。

資本の部は、資本金5,095万2,814円と資本剰余金及び11ページの

利益剰余金で、資本合計は2億9,717万6,998円、前年度比で約500万円の増となりました。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第61号について、説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示です。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、下水道事業収益、予算額10億3,020万6,000円に対しまして、決算額10億3,453万2,781円、予算額と比較して432万6,781円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益4億2,957万2,180円、2項、営業外収益6億496万601円です。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額10億2,496万5,000円に対しまして、決算額9億8,982万6,444円、不用額は3,513万8,556円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用8億8,145万1,478円、2項、営業外費用1億837万4,966円であります。なお、減価償却費に充てるため、下水道事業基金を7,500万円取り崩し、6万3,131円を積み立てました。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額9億7,804万2,250円に対しまして、決算額6億8,502万2,020円、予算額と比較して2億9,302万230円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債3億8,230万円、2項、出資金4,300万円、3項、補助金2億3,310万6,250円、4項、負担金2,661万5,770円です。

支出は、1款、資本的支出、予算額14億629万7,000円に対しまして、決算額11億2,264万8,345円、翌年度への繰越額は1億3,700万円で、不用額は1億4,664万8,655円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費5億2,200万2,127円、2項、固定資産購入費682万円、3項、企業債償還金5億9,382万6,218円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億3,762万6,325円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,886万2,949円。過年度分損益勘定留保資金1,513万8,443円、当年度分損益勘定留保資金3億5,925万5,613円、繰越利益剰余金4,436万9,320円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明申し上げます。

13ページをお願いします。

令和4年度の有収水量は234万5,085立米で、前年度と比べやや増加、下水道使用料は3億6,419万7,451円で、0.6%の増収となりました。処理状況は、処理区域内人口1万8,691人で、汚水処理人口普及率は100%、水洗化率は81.9%で、前年度比べ、0.9ポイントの増となりました。費用においては、電気代の高騰により、処理場費が大きく増加しましたが、後で説明をいたします資産減耗費が大きく減少した結果、費用全体では前年度と比べ23.9%の減となりました。一方、収益においても長期前受金戻入の減により、前年度と比べ20.6%の減となっております。

建設改良事業では、川すそ雨水幹線、並びに直谷第2雨水幹線工事を鋭意進めているところです。なお、川すそ雨水幹線工事において、県営水道の送水管を移設する予定としておりましたが、その必要がなくなり、約1億4,500万円の

不用額を計上しております。

汚水整備の管路改良事業では、公共並びに農集のマンホールポンプ通報装置改築工事、処理場改良事業では、前年度に引き続き、福崎浄化センターにおいて、膜カートリッジの更新を行いました。

議案第61号資料では、1、2ページに下水道使用料及び処理水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、決算書14ページ下段(2)は、経営指標に関する事項です。15ページ上段の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて上昇し、102.7%となりました。単年度収支が黒字となったことで100%を上回っております。

次に、経費回収率につきましても、前年度と比べ0.1ポイント上昇し、88.5%となりました。しかしながら、依然100%を下回っておりますので、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることとなります。

また、有形固定資産減価償却率は20.3%で、比較的新しい施設や管渠であることから、低い水準にとどまっております。

最後の管渠改善率は、近年は0%で、今後は更新の必要性を検討してまいります。

続きまして、次の16ページから18ページは建設改良工事の契約内容、19ページから21ページは保全工事を、22ページは業務量で、各項目において全体とセグメントごとの数値を記載しております。

中ほどやや上、人口ベースの水洗化率は81.9%、中ほどの接続戸数ベースの接続率は81.6%、最下段の有収率は99.4%となりました。

23ページは事業収入、24ページは事業費用となっております。24ページ下段の汚水処理原価は、1立米当たり395円、使用料単価は155円となりました。

25ページは重要契約の要旨。

26ページ上段は企業債と一時借入金の状況です。企業債の令和4年度発行額は3億8,230万円、償還額は5億9,382万6,218円で、年度末残高は90億2,126万3,443円となりました。一時借入金については、1億7,000万円を借り入れましたが、年度内に返済は終了しております。

次の27ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は2,584万3,388円。下から3段目、4の資金増減額は1億9,553万6,279円の増で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は3億7,373万4,740円となりました。期末の資金残高が多くなっておりますが、これは未払金が約3億円含まれていることによるものでございます。

29ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、下水道事業収益は9億9,345万9,952円、営業収益は3億9,315万2,451円で、主なものは、下水道使用料3億6,419万7,451円や雨水整備に係る一般会計からの負担金などです。中段、営業外収益は6億30万7,501円で、主なものは、汚水事業に係る一般会計負担金や補助金及び長期前受金戻入などです。この長期前受金戻入につきましても、前年度比約3億円の減となっております。これは、費用の中で資産減耗費が大きく減となったことが影響をしております。前年度は、資産価値を多く残しておりました受贈財産を除却したことで資産減耗費が大きくなり、これに対応した長期前受金戻入の額が増加しておりました。令和4年度においては、その除却が完了し



たため、資産減耗費、長期前受金戻入ともに大きく減少をしております。

次に、30ページからは費用です。

下水道事業費用は9億6,761万6,564円。うち営業費用は8億5,901万5,782円で、内訳の主なものは、管渠費、処理場費、次のページの総係費や32ページの減価償却費、資産減耗費などです。資産減耗費約3億円の減は、先ほどの収益で説明いたしました除却の完了によるものです。その下の営業外費用につきましては企業債の支払い利息などがございます。

33ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は6億8,502万2,020円で、内訳は、企業債3億8,230万円、一般会計からの出資金4,300万円、国庫補助金2億3,310万6,250円、負担金2,661万5,770円となっております。

34ページ、資本的支出は10億7,703万8,805円、内訳は、建設改良費では汚水の管路整備費や管路改良費及び雨水の管路整備費やその下の処理場改良費、そして次のページの企業債償還金などが主な支出となっております。

36ページは固定資産明細書、37ページからは企業債明細書で、公共、農集、個別排水を合わせた合計額は47,48ページの最下段に記載をしております。

また、50ページには、各セグメントごとの情報を記載しております。

次は、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計3億9,315万2,451円。営業費用は、管渠費から資産減耗費までの合計8億5,901万5,782円で、営業利益はマイナスの4億6,586万3,331円となり、前年度から約3億円損失が減りました。営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計6億30万7,501円。営業外費用は、支払い利息などで、1億860万782円、差引き営業外での利益は4億9,170万6,719円で前年度比約2億5,000万円の減。営業利益と合わせた経常利益は2,584万3,388円となり、前年度比で約4,500万円の増となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、8,743万6,943円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、資本金では一般会計からの出資を受け入れ、11億8,223万403円。中ほど右側の列、資本剰余金合計は、期首残高と変わらず、3億6,513万4,856円。右から2列目、利益剰余金合計は、期首残高に当年度純利益2,584万3,388円を加え、8,743万6,943円、そして、右の資本合計は16億3,480万2,202円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金8,743万6,943円のうち4,667万6,173円を処分して、資本金へ組み入れ、処分後残高を4,076万770円にしたいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は、有形固定資産、土地から建設仮勘定まで合計で中段の173億2,895万4,865円。固定資産合計は173億7,472万3,744円となりました。詳細は36ページ、固定資産明細書並びに議案第61号資料5ページから8ページをご参照ください。

流動資産合計は、下から2段目3億8,714万2,477円で、資産合計は、その下、177億6,186万6,221円、前年度比で約3,400万円の増となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は、企業債で84億2,998万3,043円。中段の流動負債合計は8億9,495万5,140円。繰延収益合計は68億212万5,836円。負債合計は161億2,706万4,019円で、前年度比約3,500万円の減となりました。

資本の部は、資本金11億8,223万403円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は、下から2段目16億3,480万2,202円。前年度比で約6,900万円の増となりました。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。

議 長 3議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。  
しばらく休憩いたします。  
再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

令和4年度の会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 令和4年度福崎町決算審査意見書について、ご説明を申し上げます。

意見書は、お手元にございますけれども、一般会計、特別会計、基金運用状況について1部、公営企業会計について1部、健全化判断比率及び資金不足比率について1部、計3部提出しております。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況についてでございます。

審査の対象は令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度基金運用状況（用品調達基金と土地開発基金）でございます。審査の実施日は、令和5年8月の3日、4日、7日、8日、10日の5日間で行いました。審査の着眼点及び審査の実施内容は、意見書に記載のとおりでございます。第5番目の審査の結果ですけれども、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった一般会計、特別会計、歳入歳出決算書等の記載事項は、いずれも法令に適合しており、その計数は正確であると認めました。なお、事務処理につきましては、その一部につきまして、例月出納検査や定期監査等で指摘しておりますが、おおむね良好であると認めました。また、基金は、その設置目的に沿って誠実かつ効率的に運用されており、計数は正確であると認めました。

決算の概要につきましては、その意見書の2ページから17ページに記載しておりますとおりでございます。

次に、その辺の内容はちょっと省略させていただきますので、次に意見ですけれども、18ページの第7、審査の意見についてをご覧ください。

町税につきましては、令和4年度の町税収入は前年度との比較で、9,868万3,208円、前年対比3%増加しております。個人町民税とか法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の説明は、そこに書いてあるとおりでございます。ちょっと飛びますけれども、町税収入は歳入総額の37.1%を占めておりまして、町の歳入の根幹をなす重要な収入でございます。当町では、数年にわたり、兵庫県個人住民税整理回収チームの派遣を受け、滞納防止や徴収への取組が強化され

た結果、滞納整理委員会における関係課の間の連携も定着してきて、全体的な対応力も向上していると思います。また、積極的な滞納処分、すなわち差押え等も含めました回収に向けての必要な手続を粛々と実行していくということを行う一方で、滞納者の実情に即した対応を行い、直近10年間において、滞納繰越金は徐々に減少しております。それぞれの滞納案件につきまして細かな分析がなされ、緻密に対応されてきた結果だと感じております。今後とも、より一層の取組を期待しております。

次に、19ページの委託契約についてでございます。

事務委託契約等に関しまして、業務内容が明確に示されているかどうか、委託料の算出根拠が明確か検査調書が作成されているかなどにつきまして、各課でまずチェックをしていただいた内容を取りまとめていただき、状況把握とその後適正に手続がなされているか定期監査及び決算審査において確認をいたしました。その結果、おおむね良好でしたが、一部不十分なもの、これにつきましては、業務内容についての明確性とかのことでございますけれども、そのあたりが散見されましたので、改善取組を指示し、取組状況は今後の定期監査等で進捗を確認し、全体的なレベル向上を期待しているところでございます。

3番目、町財政に関する課題について、財政調整基金について令和4年度は当初予算3億8,000万円繰入れに対し、事業取組の全体の状況によりまして決算額は1億3,400万円の繰入れとなりました。財政調整基金等の減少、ごみ処理に関する費用の増嵩、中播消防署建て替えに係る費用負担の増、町施設の老朽化、町債償還の高止まりなど、町財政に大きな負担のかかる課題が多くあります。これらの状況を踏まえまして、町財政の推移を想定し、長期にわたり持続可能な財政運営ができるようにどのような対応をしていくか、できる限り早期にまとめ実行していく必要があるのではないかと考えます。

また、各事業の実施に当たっては、効率化等に努めてください。

4番目、観光振興についてでございます。

観光振興につきましては、駅前辻川観光交流センターを中心に妖怪ベンチの増設や観光総合アプリの稼働、妖怪ガジpodの導入など、メディアにも取り上げられ、その結果、観光客見込み数は60万4,000人と過去最高となり、町の知名度も上がりつつあると感じております。現状に満足せず、今後もさらなる振興につながる取組を期待しております。

5番目、財政援助団体についてでございます。

補助金等の財政的援助を与えている団体につきましては、おおむね適正かつその目的に沿って執行されていると認めました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響により、計画どおりに事業が実施できず、補助金の額よりも繰越金のほうが大きくなっている事業、これも具体的には観光協会等でございます。今後は、補助金額の変更や戻入などの方法も含めて検討をお願いしたいと思っております。財政援助団体につきましては、町として支出後の事業管理や支出先の状況把握に努められているところですが、今後ともそれぞれの財政的援助等の目的が達せられるよう、丁寧な確認を要望します。

6番目、決算報告書及び関係書類につきまして、町が作成している決算報告書及び関連書類につきましては、決算年度中に実施された事業の内容や成果、課題等が網羅的に記載されており、各年度の町運営を理解するための一助として、非常に有効なものであると認識しております。読み手にとって分かりやすい表記、参考図表等の添付もなされており、令和3年度に比べて、さらなる改善が見られました。しかしながら、当初提出された決算報告書においては、数字の記載ミス、

誤字脱字等の軽微な誤りが散見されました。全ての誤りをなくすことは困難であると思っておりますけれども、今後とも、読み手にとって、より分かりやすいものになるよう改善を続けていただきたいと思います。

これで、1つ目の検証は、説明は終わりました、続けて、公営企業会計の意見書についてでございます。

審査の対象は、令和4年度福崎町水道事業会計決算、令和4年度福崎町工業用水道事業会計決算、令和4年度福崎町下水道事業会計決算でございます。審査の実施は、令和5年8月8日でございます。審査の着眼点及び審査の実施内容は、記載のとおりでございます。審査の結果でございますけれども、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となった各公営企業会計決算書等の記載事項は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認めました。

各会計に関する意見ですけれども、初め、水道事業会計におきましては、令和4年度決算におきまして、当年度純利益は748万4,672円となっております。令和3年度と比べ、一般家庭での収益は増収となりましたが、上水道、すなわち水道事業から工業水道事業へと利用を切り替えた企業の影響で、給水収益全体ではやや減少するという結果になりました。

給水収益は、令和3年度の水準には届きませんでした。年間を通じて経費削減に取り組まれた結果、経常利益、当年度純利益とも黒字を維持しております。ただ、電気代の高騰による動力費の増加が影響し、収支を押し下げる要因となっております。これは、今後も続くと思われまますので、この状況を踏まえた上での利益確保に向け、効率的な事業の取組を期待したいと思います。

次に、2ページをご覧ください。

水道事業では、人口減少となる中で、安定した経営と安全で安心な水道水の供給を維持していくため、平成30年度に10年間を計画期間とする水道事業ビジョン・経営戦略を策定しております。令和4年度決算において、収益全体では経営戦略における数値に若干届かなかつたんですけれども、その分、経費削減に取り組まれた結果、経常収支比率は102%となりました。おおむね健全な経営がなされているのではないかと感じております。今後とも、費用対効果とコスト削減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

2つ目、工業用水道事業会計に関する意見ですけれども、令和4年度決算におきまして、当年度純利益は460万9,621円となっております。令和3年度と比べ、給水量が7.9%増加、これは先ほどの水道と逆の方向なんですけれども、給水収益も4%の増収となりました。これは上水道を多く使用していた企業が工業用水道の使用に切り替えたことが主な要因。経常利益は当年度純利益ともに黒字を確保しております。しかし、多くの事業でも電気代の高騰による動力費の増加が影響し、収支を押し下げる原因となっております。今後とも続くと思われまますので、この状況を踏まえた上での利益確保に向け、効率的な事業取組を期待したいと思います。工業用水道におきましても、水道事業と同様、経営戦略を作成しております。令和4年度決算では、経営戦略に掲げる数値はおおむね達成しており、経常収支比率は111.4%となりました。おおむね健全な経営がなされているのではないかと感じてございます。今後とも費用対効果とコスト削減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

3つ目、下水道事業会計に対する意見ですけれども、令和4年度決算におきまして、当年度純利益は2,584万3,388円となっております。水洗化率は81.9%、令和3年度と比べて0.9%増加しております。経常利益、経常

収支比率は102.7%です。当期純利益とともに黒字を維持しておりまして、おおむね健全な経営がなされているのではないかと感じております。しかし、下水道につきましても、電気代等の状況は同じでございますので、この状況を踏まえた上での利益確保に向け、効率的な事業取組を期待しております。

下水道事業でも経営戦略を策定しております。経営戦略に掲げる計画の実現には、毎年度の決算と財政計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的かつ堅実的な経営等を継続していく必要があると思っております。今後とも費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

なお、各公営企業の業務実績等は、3ページから10ページに記載しておりますが、担当課の説明と重複するところが多いため、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、健全化比率審査の意見書でございますけれども、別冊子の1ページをご覧ください。

審査の対象は、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間は、令和5年8月10日でございます。審査の着眼点、実施内容につきましては、そこに記載したとおりでございます。審査の結果は、福崎町の監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となった健全化判断比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1つ、実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2、連結実質赤字比率でございますけれども、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。実質公債費比率でございますけれども、11.2%ということで、早期健全化基準の25%を下回っております。

4番目、将来負担比率、62.9%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

これに関する意見ですけれども、健全化判断比率うち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため算出されていません。実質公債費比率は令和3年度から1.4ポイント上がって11.2%、将来負担比率は62.9%となり、令和3年と比べ2.6ポイント増加しております。いずれの指標も早期健全化基準を下回っておりまして、令和4年度における本町の各指標は良好であり、財政状況は健全であると言えます。

しかしながら、町施設の老朽化ごみ処理費用の増嵩など、ここに記載しているような課題がございます。このような状況を踏まえまして、町の財政の推移を想定しつつ、各事業の実施に当たっては、堅実かつ適正に進められるとともに、今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

健全化判断比率の状況につきましての詳細は、2ページから5ページに記載されておりますので、またご覧ください。

最後に、資金不足比率審査意見ですけれども、6ページをご覧ください。

審査の対象は資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間は、令和5年8月10日でございます。審査の着眼点及び審査の実施内容は記載のとおりでございます。審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった資金不足比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めまし

た。

審査の意見は、各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。今後とも長期にわたり、持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

なお、各公営企業会計の資金不足比率の推移につきましては、7ページから10ページをご覧くださいと思います。

以上で、審査意見書に関しての説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 日程第15 議案第62号 令和4年度福崎町下水道事業剰余金処分について

議 長 日程第15、議案第62号、令和4年度福崎町下水道事業剰余金処分についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第62号、令和4年度福崎町下水道事業剰余金処分についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、議案第61号で説明をいたしました、令和4年度下水道事業会計決算について、未処分利益剰余金の当年度末残高8,743万6,943円のうち、令和3年度及び令和4年度で補填財源として使用した利益剰余金の合計4,667万6,173円を処分して、資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

内容につきましては、下水道事業会計決算書の7ページに、剰余金処分計算書(案)ということでお示しをしておりますので、ご確認ください。

以上、議案第62号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第16 議案第63号 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第16、議案第63号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第63号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第63号説明資料1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらでは、この条例改正の概要並びに改正内容について記載をしております。

近年、増加を続けております、空家に対しまして、その対策の強化が急務となっている中、国は周囲に悪影響を及ぼします特定空家等の除去等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空家対策を総合的に強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法を改正いたしております。この改正に伴い、本条例につきましても改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、1ページ中段にお示ししておりますように、1つ目といたしまして、所有者の責務の強化として、現行の適切な管理といった努力義務に加えまして、国、県、福崎町の行います施策に協力するといった努力義務が、追加されております。

2つ目といたしましては、特定空家になるおそれがある空家等を、こちらを管理不全空家として、指導、また勧告することができるようになっております。

3つ目といたしましては、特定空家等の除去等として、4点、記載していますように、報告徴収権の付与、命令等の事前手続を経る時間がない場合の、緊急執行制度の創設、所有者が不明な場合での、略式代執行や緊急代執行の費用徴収の円滑化、また財産管理人の選任請求権を町長に付与、といった事柄が追加されました。このことによりまして、特定空家の除去等のさらなる促進など、適切な管理を総合的に強化する内容となっております。あわせて、新たに新設されました、また廃止された条項によって生じた条ずれ、こちらに対応する改正も行います。

議案第63号の資料2ページから7ページには、それぞれの新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、この改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、こちらの施行の日から施行することとなっております。

以上、議案第63号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

日程第17 議案第64号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長 日程第17、議案第64号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第64号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案第64号資料の1ページをご覧ください。

本条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法、以下、支援法といいます。等が改正されたことに伴い、改正するものです。

以下、改正内容を説明します。

第1条の規定は、福崎町子ども・子育て会議条例の一部改正です。支援法第72条から第76条までが削除され、第77条が5条繰り上がったことに伴い、引用条項の整理をしています。

第2条の規定は、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。支援法第19条第2項の削除及び学校教育法第25条の項の追加に伴い、関係する条において、引用条項の整理をしています。また、こども家庭庁が設置されたことに伴い、所管事務が厚生労働省から内閣府に移管されたため、字句の整理をしています。

第3条の規定は、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。こども家庭庁が設置されたことに伴い、所管事務が厚生労働省から内閣府に移管されたため、字句の整理をしています。

第4条の規定は、福崎町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正です。支援法第19条第2項の削除及び支援法施行規則第1条の条番号の改正に伴い、引用条項の整理をしています。

この条例は、公布の日から施行します。

資料2ページから10ページは新旧対照表です。後ほどお目通しください。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 日程第18 議案第65号 損害賠償等請求事件の和解について

議長 日程第18、議案第65号、損害賠償等請求事件の和解についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第65号、損害賠償等請求事件の和解について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年5月7日に有限会社アケボノ企画が損害賠償等請求事件として神戸地方裁判所神戸支部に提訴した訴訟について、令和5年7月3日、裁判所の提示する和解条項により和解を成立させるようにとの勧告があり、（原告）有限会社アケボノ企画、（被告）福崎町ともその内容に異存がないため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事件名は、神戸地方裁判所平成30年（ワ）第765号損害賠償等請求事件。原告は、兵庫県明石市岬町27番18号、有限会社アケボノ企画、代表取締役亀田弘明であります。

和解の内容の説明の前に、議案第65号資料の簡単な説明をさせていただきます。

資料1ページから3ページは、令和5年7月3日付の裁判所から弁護士事務所に送られてきました和解勧告書、和解条項、物件目録で、それぞれ原本の写しであります。

資料4ページは、物件目録の所在について地籍図にて表示したものであります。

資料5ページから6ページは、現在、係争中の平成30年（ワ）第765号損害賠償等請求事件の請求の趣旨及び訴訟経過を表した一覧表であります。

資料7ページから10ページにかけましては、有限会社アケボノ企画との訴訟に至るまでの経緯及び過去の訴訟の内容とその判決についてを一覧表としてまとめたものであります。いずれも議案の審議の参考としてください。

それでは、議案にお戻りいただきまして、和解の内容についての説明をさせていただきます。

（第1項）被告福崎町は、原告に対し、大阪高等裁判所平成20年（ネ）第1009号事件判決の主文第5項及び神戸地方裁判所姫路支部平成21年（ワ）第235号事件判決の主文第4項に基づく、平成27年10月1日から令和元年12月末日までの各賃料相当損害金として、合計42万5,425円の支払義務があることを認める。

この賃料相当損害金合計42万5,425円の支払義務ですが、議案資料の7ページの最下段、大阪高等裁判所平成20年（ネ）第1009号事件判決の主文第5項に基づく、A地区の（3）ないし（9）及びD地区の各土地・農地に埋め立てたフロヤ池の泥土の撤去を完了するまで、1年当たり10万円の割合による金員を支払えという判決言い渡しに係る、平成27年10月1日から令和元年12月末日の4年と3か月分で42万5,000円と、議案資料の8ページの上段、神戸地方裁判所姫路支部平成21年（ワ）第235号事件判決の主文第4項に基づく、E地区に埋め立てたフロヤ池の泥土の撤去を完了するま



で、1年当たり100円の割合による金員を支払えという判決言い渡しに係る、平成27年10月1日から令和元年12月末日の4年と3か月分で425円の合計42万5,425円の支払義務があることを認めるものです。

この義務を履行するため、議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第4号）にて賃料相当損害金を計上しております。

（第2項）被告福崎町は、原告に対し、前項の金員を、和解成立日の1か月後限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告福崎町の負担とする。この振込手数料につきましては、令和5年度当初予算の会計管理費に計上しております振込事務手数料にて対応いたします。

（第3項）原告及び被告福崎町は、被告兵庫県が実施する原状回復工事について、関係法令に従い、双方ともに必要な協力を行うことを約束する。これは、兵庫県が実施する水路改修につきましては、水路の改築許可申請書を提出していただく必要がありますので、これに係り、必要な協力はさせていただきます。また、その他必要に応じ協力させていただきます。

（第4項）原告と被告福崎町は、別紙物件目録記載のA地区のうち（3）ないし（9）、D地区及びE地区の各土地に係る伐採・伐根及び整地工事について、以下のとおり合意するというので、①上記各土地の境界は、境界未確定部分についても、神戸地方裁判所姫路支部平成21年（ワ）第235号事件の判決により相当と認定された方法と同様の方法を用いて特定する。

②被告福崎町は、本和解成立後直ちに、設計図書の作成等の工事实施のための準備に着手する。

③被告福崎町は、遅くとも令和5年12月末日までには工事に着手し、着手から3か月以内に工事を全て完了させる。

④原告は、工事内容について、客観的かつ明白な瑕疵がない限り、何ら異議・苦情を述べない。ここでいいます平成21年（ワ）第235号事件の判決により相当と認定された方法と同様の方法を用いて特定とは、議案資料8ページ上段の判決主文1の国土調査の読み取り座標を持たせた測量図ということで、平成16年から町におきまして運用が開始された地籍図を複写・座標化したシステム、地籍情報システムにより座標化された地籍図の読み取り図面から、本件各土地の座標を抽出し作成した図面を用いて特定するというのであります。

また、現地土地の境界を特定するための費用及びA地区のうち（3）ないし（9）、D地区及びE地区の各土地に係る伐採・伐根及び整地工事費用につきましては、議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第4号）にて計上をしております。

（第5項）原告は、被告福崎町に対し、大阪高等裁判所平成20年（ネ）第1009号事件判決の主文第2、3、5及び7項並びに神戸地方裁判所姫路支部平成21年（ワ）第235号事件判決の主文第2及び4項に係る各債務につき、本和解条項第1項に係る各賃料相当損害金の支払債務を除き、いずれも免除する。これは、議案資料7ページ、最下段の大阪高等裁判所平成20年（ネ）第1009号事件判決の主文、第2のA地区の（3）ないし（9）の各土地の林道残土より上に埋め立てたフロヤ池の泥土を撤去すること。第3のD地区の土地の残存する堆積層より上に埋め立てたフロヤ池の泥土を撤去すること。第5の泥土の撤去が完了するまで、1年当たり10万円の割合による金員を支払うこと。第7の訴訟費用は第1、2審を通じてこれを4分し、その1を被控訴人の負担とすること。及び、議案資料8ページの上段、神戸地方裁判所姫路支部平成21年（ワ）第235号事件判決の主文第2のE地区に埋め立てた汚泥を

撤去すること。第4の平成21年1月1日からE地区の撤去が完了するまで、1年当たり100円の割合による金員を支払うこと。これらを原告は、本和解条項第1項に係る各賃料相当損害金の支払い債務を除き、いずれも免除することです。

(第6項)原告は、その余の請求をいずれも放棄する。これは、議案資料5ページの神戸地方裁判所平成30年(ワ)第765号損害賠償等請求事件における請求も含め、和解で合意した以外の残りの請求を原告が放棄することです。

(第7項)原告と被告福崎町は、原告と被告福崎町との間では、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。これは、和解条項に書かれていること以外の権利は、お互いに主張できないという意味であります。

(第8項)訴訟費用は各自の負担とする。といった和解内容であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第19 議案第66号 令和5年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について

議長 日程第19、議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第66号について、ご説明いたします。

令和5年度福崎町一般会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,400万円を追加し、補正後の予算総額を88億4,100万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。事項別明細書の11ページ、12ページをお開き願います。

総務管理費の5目、財産管理費の施設改修工事費120万円の増額は、役場駐車場に設置している時計が故障しているため、時計4面の改修と電源をソーラー式から電気式への改修を行うものです。

12目、コミュニティセンター運営費の一般備品購入費52万8,000円の増額は、サルビア会館1階和室の空調機の効きが悪くなったため、壁埋め込み式の空調機を廃止し、壁かけ式のエアコン2台を設置するものです。

13目、諸費の税外還付金1,540万9,000円の増額は、障害者医療給付費負担金など前年度の実績に基づき清算する返還額160万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金などを実績に基づき清算する返還額237万7,000円、私立認定こども園等に係る子どものための教育・保育給付交付金などを実績に基づき清算する返還額935万7,000円、新型コロナワクチン接種事業に係る補助金等を実績に基づき清算する返還額207万5,000円の合計を計上しております。

次のページをお開きください。

社会福祉費の1目、社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金31万円の増額は、社会福祉協議会で実施している、みまもり給食サービス事業について、物価高騰の負担軽減を図るため、1食当たり200円の個人負担を令和5年10月か

ら令和6年3月までの6か月間無償化するため、無償化に伴う減収分及び事務費を社会福祉協議会に補助するものです。補助金31万円のうち減収分が月延べ223人掛ける200円掛ける6か月で27万円、事務費が関係者への無償化をお知らせの郵便料の4万円となっております。

次のページをお開きください。

児童福祉費の4目、認定こども園費、私立認定こども園運営費補助金64万8,000円の増額は県の6月補正事業で、物価高騰等の影響を受けている民間の保育施設等に対して、光熱費や食料費等の価格上昇分の一部を支援するもので、町内私立認定こども園2園が対象。定員によって基準額が定められており、定員75名の姫学こども園が27万円、定員105人のサルビアこども園が37万8,000円となっております。財源は15ページの特定財源の欄で、県補助金の保育施設等への一時支援金事業補助金が補助金の10分の10の64万8,000円と事務費1万円の合計65万8,000円の充当としております。

次のページをお開きください。

保健衛生費の1目、保健衛生総務費の水道事業会計出資金3,600万円の増額については、八反田水管橋耐震補強詳細設計委託及び三宮配水池送配水管更新工事とそれに伴う緊急遮断弁設置工事について国庫補助の内示を受けたため、繰出基準に基づき出資を行うものです。出資金3,600万円の内訳は、八反田水管橋耐震補強詳細設計委託及び三宮配水池送配水管更新工事については出資対象事業費1億186万5,000円の4分の1で2,540万円、三宮配水池の緊急遮断弁設置工事については出資対象事業費2,123万6,000円の2分の1で1,060万円となっております。財源はいずれも水道事業会計出資事業債を100%充当しております。

次のページをお開きください。

農業費の3目、農業振興費では、農業経営スマート化促進事業補助金250万円と農業生産コスト低減緊急対策事業補助金850万円を計上しています。内容につきましては、議案第66号資料の1ページをお開きください。

左側が農業経営スマート化促進事業で、この事業は、県事業を活用し、経営の多角化・高度化に取り組む営農組合等に補助を行うもので、農事組合法人鍛冶屋営農組合が色彩選別機等の農業機械を購入、その補助対象事業費、税抜きとなりますが、750万円の3分の1が補助となりまして、250万円の補助となっております。財源は県補助金の農業経営スマート化促進事業補助金を10分の10充当しております。

議案資料の右側は、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金で、この事業は、県の6月補正事業で、肥料高騰等により影響を受けている地域の担い手に対し生産コスト低減に資する機械の導入支援を行うもので、表の上段、①の株式会社八千種営農は高性能田植機1台を購入予定で、補助対象事業費430万円、そのうち補助金が2分の1で215万円となっております。

表の下段、②農事組合法人西治営農組合は自動操舵装置付きトラクターと附属機械を1台ずつ購入、補助対象事業費1,270万円、そのうち補助金が2分の1で635万円となっております。財源は県補助金の農業生産コスト低減緊急対策事業補助金を10分の10充当しております。

事項別明細書20ページに戻っていただきまして、同じく農業費の9目、ため池整備事業費のため池定期点検委託料130万円の増額は、町内ため池38か所の老朽度等の確認・調査を実施するもので、実施前に再度積算を行ったところ人件費の増加などにより当初予算の350万円では不足するため130万円

増額し、補正後の予算を480万円とするものです。財源は県補助金の農村地域防災減災事業補助金を10分の10充当しております。同じく9目、ため池整備事業費の測量調査設計委託料500万円の増額は、南大貫の宮の池改修工事実施計画策定業務委託の2年目の実施に当たり、1年目の実施計画策定業務で、土質調査が不足しているのが分かり、堤体両側の2か所のボーリング調査を追加するため当初予算1,500万円に対し500万円増額し、補正後の予算を2,000万円とするものです。財源は県補助金の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金が71%の355万円、災害関連整備事業債が補助残の90%で130万円となっております。

次のページをお開きください。

林業費の1目、林業振興費の362万6,000円の増額は、先ほど議案第65号、損害賠償等請求事件の和解についてにて説明がありましたアケボノ企画との和解に伴う土地の境界復元の測量設計委託料80万円、弁護士委託料40万円、該当の土地の現況復旧に伴う樹木等の伐採、伐根、整地工事費200万円、賃料相当損害金42万6,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

商工費の2目、商工業振興費の10節、需用費、パンフレット等印刷代44万円、委託料、観光コンテンツ開発等委託料601万円、福崎町PR動画作成業務委託料35万円の合計680万円の増額につきましては、議案第66号資料2ページ目をお開きください。

これは国庫補助事業が採択されたため予算化するもので、資料左側になりますが、事業名はインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業、補助要件は黒枠で囲っておりますが、観光事業者が連携した地域に根差したツアー、体験イベント等のコンテンツの磨き上げを図り、地域の観光消費拡大を図るとともに国内居住者及びインバウンド向けの取組を行うことが要件で、補助率は400万円までが10分の10、400万円を超える部分は2分の1補助で、福崎町では680万円の事業費に対し国庫補助金が540万円となっております。事業内容は資料右側の中ほどになりますが、秋祭りに屋台担ぎ等を体験できる、インバウンド向け播州秋祭り体験等モニターツアーや妖怪みやげ開発事業、字幕版観光PR動画及び英訳版観光マップの作成などとなっています。事項別明細書の23、24ページに戻っていただきまして、財源につきましては国庫補助金の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金540万円充当しております。

同じく2目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金の兵庫デスティネーションキャンペーン市町負担金32万6,000円の増額は、兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会とJRグループが兵庫県下で実施する県内各地を巡る観光列車の運行や体験イベントを実施する兵庫デスティネーションキャンペーンの経費に対し県及び県内各市町が負担金を兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会に支払うもので、神戸市を除く県下市町の負担金合計が4,000万円、そのうち福崎町の負担金が32万6,000円となっております。財源は公益財団法人兵庫県市町村振興協会からの兵庫デスティネーションキャンペーン市町負担金助成金を10分の10充当しております。

次のページをお開きください。

消防費の2目、非常備消防費の事業用消耗機材費85万3,000円の増額は、2つの県補助事業の経費を計上しております。1つ目は、女性消防団加入促進事業で、女性消防団員等が中心となり実施する取組に対し補助を行うことで、

女性消防団員等の環境改善、加入促進を図るもので、女性団員用活動服5名分で15万円、女性団員用制服2名分で24万8,000円、ホース6本で15万2,000円、加入促進用ポスター、ティッシュで8万7,000円、合計で63万7,000円の事業費としております。財源は県補助金の女性消防団加入促進事業補助金が2分の1で31万8,000円となっております。

2つ目は、消防団訓練・加入促進支援事業で、消防団による住民等と連携した実践的な訓練・研修や消防団員加入促進活動の取組を支援することにより、消防団の活性化及び地域防災力の充実強化を図るもので、田原小学校と連携した合同防災訓練で使用する放水訓練用ホース2本で5万1,000円、小学生に配布する缶マグネット1,000個で16万5,000円、合計で21万6,000円の事業費としております。財源は県補助金の消防団訓練・加入促進事業補助金が2分の1の上限10万円となっております。

次のページをお開きください。

社会教育総務費の4目、文化センター管理費の施設修繕料100万円の増額は、8月14日から15日にかけての台風7号により文化センターの1階和室及び2階の第1会議室と講義室で雨漏りが確認されましたので、その修繕料を計上するものです。

次に歳入ですが、歳出において説明させていただいたところは省略し、ご説明いたします。事項別明細書5ページ、6ページをお開きください。

補正予算の調製に係り前年度繰越金を1,050万6,000円増額しております。

次のページをお開きください。

款諸収入の1目、雑入のうち過年度収入分は、令和4年度の国・県等の負担金及び補助金の精算に係る過年度収入となっております。

以上が、歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

次は、議案表紙にお戻りください。

第2条、「地方債の補正」につきましては議案3ページが追加になります。歳出でご説明いたしました水道事業会計出資金に充当するため、水道事業会計出資事業債を3,600万円追加します。4ページは変更で、これも歳出でご説明いたしました南大貫宮の池改修工事の測量調査設計委託料に充当するため130万円の増額としております。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第66号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第20 議案第67号 令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

議 長 日程第20、議案第67号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第67号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,440万円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ18億3,600万円とするものです。

議案書の事項別明細書歳出3ページ4ページをお開き願います。

一般管理費の委託料で、国保システム標準化業務委託料と電算システム改修委託料の増額で、合わせて1,440万円を増額いたします。国保システム標準化業務委託料につきましては、議案第67号資料3ページをお開き願います。

現在の基幹業務システムのうち、国民健康保険事務について、現行システムから市町村事務処理標準システムへ移行作業を行うものです。この移行作業の背景として、国民健康保険事務も含め、住民基本台帳などの20業務について、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムの利用を地方公共団体に対して義務づける法律が令和3年に成立しております。国民健康保険事務に関しては、資格管理・賦課等の標準化に対応する唯一のシステムである市町村事務処理標準システムが公益社団法人国民健康保険中央会から無償提供されているため、ほかの業務に先立って令和5年度からこのシステムへの移行作業を開始しようとするものです。移行・検証期間を十分に確保し、安心・安全に移行作業を行い、職員の作業負荷を分散させるため、令和5年度から作業に取りかかれるよう補正をお願いするものです。また、電算システム改修委託料は、令和6年1月から施行予定の産前産後保険税免除制度に対応するため、システム改修を先行して行うものです。

今回の増額に要する費用は、いずれも国の特別調整交付金の対象になりますが、費用支払時期の関係で、令和5年度の特別調整交付金ではなく、令和6年度の特別調整交付金として受け入れることになる予定です。そのため、財政調整基金を活用して実施しようとするものです。

議案書事項別明細書に戻っていただいて、歳入の1ページ、2ページをお開き願います。

財政調整基金繰入金は、先ほど説明しました国保システム標準化業務委託料と電算システム改修委託料に充当するため、1,440万円を増額します。

以上で、議案第67号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願います。

#### 日程第21 議案第68号 令和5年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第21、議案第68号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 失礼いたします。

議案第68号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、建設改良費の財源に新たに見込む国庫補助金や出資金、及びそれに伴う消費税について、補正をお願いするものでございます。補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額で、収入を727万円減額し、4億1,973万円にしようとするものです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額です。

予算第4条本文括弧書き中、不足する額を1億2,525万2,000円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,637万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億887万5,000円に改めます。そして、下段の表、資本的収入を7,984万8,000円

増額し、1億7,794万8,000円といたします。

それでは補正内容について、ご説明申し上げます。補正予算に関する説明書、水補1ページ、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第68号資料をご覧ください。

まず、1ページ下段、資本的収入及び支出から説明をいたします。今年度、建設改良事業で三宮配水池送配水管の更新工事や、それに合わせた緊急遮断弁の設置、並びに八反田水管橋の耐震補強詳細設計を行います。これらの財源として、このたび、生活基盤施設耐震化等補助金の内示を受けたため、財源更正を行おうとするものです。資本的収入において、国庫補助金は4,384万8,000円を計上、その上の出資金では、総務省からの繰出基準により一般会計からの出資金を受け入れ、3,600万円を計上します。

次の2ページをお開きください。

事業別の補助額の詳細を記載しております。上段、補助金における補助率は、事業により3分の1または4分の1、下段、出資の繰出率は4分の1または2分の1となっております。

資料1ページにお戻りください。

上段は、収益的収入及び支出の収入です。水道事業収益の営業外収益、消費税還付金727万円の減額は、先ほど説明をいたしました補助金等の計上により、特定収入に係る消費税が増え、還付消費税が減少することによるものでございます。

次に議案にお戻りください。その他説明書としまして、水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、4ページから6ページには予定貸借対照表をお示ししております。お目通しください。

以上、議案第68号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

次の定例会2日目は9月12日火曜日、午前9時30分から再開いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時05分